

資料編



目 次

1-4-1	軽米町防災会議条例	357
1-4-2	軽米町防災会議	359
1-4-3	みんなで取り組む防災活動促進条例	361
1-4-4	自主防災組織結成状況	364
1-6-1	年次別災害記録	365
2-1-1	消防法に定める指定防火対象物数	369
2-4-1	土砂災害警戒区域等（急傾斜）一覧表	370
2-4-2	土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表	372
2-4-3	山地災害危険地区一覧表	375
2-14-1	軽米町道路除雪作業体制	377
2-17-1	軽米町火入れに関する条例	378
3-1-1	軽米町災害警戒本部設置要領	382
3-1-2	軽米町災害対策本部条例	384
3-1-3	軽米町災害緊急初動特別班設置要領	385
3-1-4	マグニチュード（M）と地震の程度	387
3-1-5	気象庁震度階級関連解説表	388
3-3-1	町の非常・緊急通話用電話一覧	391
3-3-2	軽米町防災行政無線施設の状況	392
3-4-1	報告担当機関等一覧	392
3-4-2	被害状況の判定基準	393
3-6-1	ヘリポート基地の指定状況	395
3-6-2	ヘリポートの設置基準	395
3-6-3	災害時における「石油類」の優先供給に関する協定書	401
3-7-1	災害時における消防相互応援協定	403
3-9-1	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	406
3-9-2	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目	408
3-9-3	災害時における軽米町内郵便局、軽米町間の相互協力に関する覚書	410
3-13-1 (1)	指定緊急避難場所一覧	412
3-13-1 (2)	指定避難所一覧	414
3-13-2	災害時における社会福祉施設への要配慮者の受入れに関する協定書	415
3-13-3	福祉避難所一覧	417
3-14-1	災害時における「医薬品等」の優先供給に関する協定書	418
3-15-1	災害時における「生活必需品等」の優先供給に関する協定書	420
3-16-1	災害救助用米穀等に関する協定書	423
3-16-2	災害救助用米穀等代金納付契約書	424

3-16-3	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領	425
3-16-4	災害時における「食料等」の優先供給に関する協定書	428
3-20-1	臨時ごみ集積所一覧	431
3-20-2	災害時における「障害物除去等」に関する協定書	432
3-30-1	岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準	434
3-30-2	岩手県防災ヘリコプター応援協定	436
3-30-3	岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領	438
4-1-1	災害弔慰金の支給等に関する条例	440
4-1-2	災害弔慰金の支給等に関する規則	444
4-2-1	災害復興住宅等に対する融資一覧	448
4-2-2	災害復興住宅資金	450
4-2-3	災害援護資金	452
4-2-4	生活福祉資金	453

1 - 4 - 1 軽米町防災会議条例

制定 昭和39年 7 月 3 日 条例第35号 改正 昭和59年 6 月26日 条例第25号
改正 平成 3 年12月21日 条例第12号 改正 平成12年 3 月17日 条例第10号
改正 平成19年12月21日 条例第25号 改正 平成24年 9 月19日 条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第16条第5項の規定に基づき、軽米町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 岩手県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 岩手県立病院の職員のうちから町長が任命する者
- (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長及び教育次長
- (7) 農業委員会の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長及び消防団長
- (9) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第9号及び第10号の委員の定数は、それぞれ2人、5人、1人、1人、8人、1人、4人、及び2人とする。

7 第5項第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年6月26日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年12月21日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月17日条例第10号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月21日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月19日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日条例第13号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

1－4－2 軽米町防災会議

第1 掌握事項

軽米町防災会議の掌握事項は、次のとおりである。

- (1) 軽米町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 軽米町に災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関して県並びに関係指定地方行政機関、指定地方公共機関等相互間の連絡調整を図ること。
- (4) 非常災害に関し、緊急措置に関する計画を作成し、かつその計画を推進すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

第2 組織

軽米町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。

職 名	区 分	防 災 機 関
会 長		軽米町長
委 員	指定地方行政機関	農林水産省東北農政局岩手県拠点
	〃	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所
	知事部局内	県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター
	〃	県北広域振興局土木部二戸土木センター
	〃	県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター
	〃	二戸保健所
	岩手県警察	二戸警察署
	県立病院	岩手県立軽米病院
	町長部局等職員	副町長
	〃	総務課長
	〃	政策推進課長
	〃	税務会計課長
	〃	町民生活課長
	〃	健康福祉課長
	〃	地域整備課長併任水道事業所
	〃	議会事務局長
	軽米町教育委員会	教育長
	〃	教育次長
	軽米町農業委員会	事務局長

消防機関	二戸地区広域行政事務組合消防本部消防長
〃	軽米町消防団長
指定公共機関及び指定地方公共機関	東北電力ネットワーク(株)二戸電力センター
〃	ジェイアールバス東北(株)二戸支店
〃	軽米郵便局
〃	東日本電信電話(株)岩手支店

第3 防災会議の召集

防災会議の召集は、会長が会議開催の5日前までに、開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。

ただし、急を要する場合はこの限りではない。

1－4－3 みんなで取り組む防災活動促進条例

制定 平成22年10月15日岩手県条例第49号

改正 平成26年3月28日岩手県条例第16号

本県は、これまで台風や地震、津波をはじめ、甚大な被害をもたらす災害に幾度となく見舞われてきたが、将来においても、巨大地震や大津波による広域的な被害が懸念される。

本県における防災の体制は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画により確立し、行政が主体となって対策を推進してきたが、他方で、住民のなかには「防災は行政の役割」という意識が醸成され、災害に対する備えや行動等に課題がある。また、急速な高齢化の進展により、災害時に周囲からの支援を必要とする高齢者等が増加しつつある。

このような現状を踏まえ、将来の災害に適切に対処するためには、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、災害時の高齢者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、自助、共助に基づく防災活動を公助が支援していくことが不可欠である。過去の教訓を次代に継承し、「自分の命を守りたい」、「家族を守りたい」、「地域を守りたい」という主体的な自助や共助が発揮される社会の実現に向け、県を挙げて防災に取り組んでいくことが、私たちに課せられている課題である。

ここに私たちは、県民相互の協力の下、防災活動に取り組み、将来に向かって、安心して生活することができる災害に強い地域社会を築いていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、災害から県民の生命及び財産を守るための防災の対策について、基本理念を定め、県民、自主防災組織等、事業者及び県の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、県民、自主防災組織等及び事業者による防災活動並びに県の支援等の基本となる事項を定めることにより、県民、自主防災組織等及び事業者の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- （2） 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。
- （3） 自主防災組織等 自主防災組織（法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。）その他地域において防災を目的として活動を行う組織をいう。
- （4） 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。

一部改正〔平成26年条例16号〕

（基本理念）

第3条 防災の対策は、県民が自らを災害から守る自助、地域において県民、自主防災組織等及び事業者（以下「県民等」という。）が助け合う共助並びに県及び市町村が行う公助を基本としなければならない。

2 防災の対策は、自助の意識を高揚しつつ、共助を尊重する社会的気運を醸成しながら、県民等、市町村及び県が相互に連携し、及び協力して実施されなければならない。

（県民の責務）

第4条 県民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自助の主体として

災害の発生に備える意識を高め、自ら防災活動を行うよう努めるものとする。

（自主防災組織等及び事業者の責務）

第5条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として防災活動を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として自ら災害の発生に備えるための手段を講ずるとともに、地域における防災活動に参加するよう努めるものとする。

（県の責務）

第6条 県は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するとともに、県民等が行う防災活動の支援を行うものとする。

（市町村の役割）

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する施策を推進するよう努めるものとする。

（災害への備え）

第8条 県民は、防災に関する知識の習得のため、防災に関する講演会、研修会等に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、地域における防災訓練及び自主防災組織等の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 県民は、災害が発生した場合において必要とする生活物資並びに災害及び防災に関する必要な情報を収集するための機器を備えておくよう努めるものとする。

4 県民は、所有し、又は居住する建築物の倒壊を防止するため、必要に応じて耐震診断を行い、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難の経路、方法及び場所並びに家族との連絡の方法を確認しておくよう努めるものとする。

第9条 自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うため、市町村と連携しながら、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、支援体制の整備に努めるものとする。

一部改正〔平成26年条例16号〕

第10条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における事業の継続又は早期の復旧のための計画（以下「事業継続計画」という。）を作成しておくよう努めるものとする。

（災害時の行動）

第11条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自主的な避難、市町村長の避難の勧告又は指示に従った行動その他適切な行動をとるよう努めるものとする。

第12条 自主防災組織等及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、互いに連携しながら、地域における情報の収集及び伝達、避難の誘導、消火、人命救助、救護その他災害の拡大の防止に努めるものとする。

（県民等の防災活動への支援）

第13条 県は、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を支援するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- （1） 防災に関する正しい知識の習得のための教育を行うこと。
- （2） 防災活動に携わるボランティアの育成を図ること。
- （3） 地域における防災活動のリーダーの育成を図ること。

- (4) 事業者の事業継続計画の作成に関する助言を行うこと。
 - (5) 県民等の防災活動に関する普及啓発及び表彰を行うこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、県民等の自発的な防災活動に資する援助を行うこと。
- (避難行動要支援者の支援体制の整備に係る支援)

第14条 県は、第9条に規定する支援体制の整備が円滑に行われるよう、市町村が作成する避難行動要支援者の避難の支援に関する計画についての助言その他必要な支援を行うものとする。

一部改正〔平成26年条例16号〕

(実施状況の公表)

第15条 知事は、毎年度、前2条に規定する施策の実施状況について、県民が利用しやすい方法により公表するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、県民等の防災活動への支援に係る施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第15条の規定は、平成23年度に実施する施策から適用する。

附 則 (平成26年3月28日条例第16号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

1—4—4 自主防災組織結成状況

(令和5年5月1日現在)

No.	組 織 名	世帯数	設立年月日
1	大町町内会自主防災会	49	H29. 05. 26
2	上新町自主防災会	149	H29. 04. 22
3	下谷地渡防災クラブ	16	H29. 06. 01
4	緑ヶ丘自主防災会	33	H29. 07. 22
5	下河南自主防災会	54	H30. 03. 04
6	大沢自主防災会	24	H30. 03. 17
7	沢里行政区自主防災会	70	H30. 05. 01
8	高家自主防災会	37	H30. 04. 01
9	蓮台野自主防災会	85	H30. 10. 01
10	下新町自主防災会	180	R01. 09. 01
11	門前自主防災会	101	R02. 11. 24
12	小玉川地区自主防災会	21	R05. 04. 16

(注) 婦人消防協力隊を除く

1-6-1 年次別災害記録

(単位：千

円)

	月 日	災 害 名	被 害 額	備 考
9	1月6日～7日	大雪災害	2,965	県防災消防年報
	9月2日～3日	大雨、洪水災害	223,000	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			225,965	
10	1月15日～16日	大雪災害	434	県防災消防年報
	4月21日～22日	林野火災災害	321,089	県防災消防年報
	5月11日	降霜災害	304	県防災消防年報
	8月7日	大雨災害	3,406	県防災消防年報
	8月26日～9月1日	大雨、洪水災害	130,626	県防災消防年報
	9月15日～16日	大雨、洪水暴風災害(台風5号)	12,133	県防災消防年報
	9月30日～10月1日	大雨災害	29,901	県防災消防年報
	10月17日～18日	暴風災害	1,873	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			499,766	
11	2月12日～13日	大雪災害	560	県防災消防年報
	3月15日～16日	大雪災害	700	県防災消防年報
	7月～8月	高温災害	28,290	県防災消防年報
	10月27日～10月28日	大雨洪水災害	23,932,460	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			23,932,460	
12	3月16日～17日	大雪災害	300	県防災消防年報
	7月8日～9日	大雨、洪水暴風災害(台風3号)	561,366	県防災消防年報
	7月中旬～8月下旬	高温災害	37,990	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			599,656	
13	2月2日～27日	低温災害	2,119,764	県防災消防年報
	4月下旬	大雨、洪水暴風災害(台風3号)	147,827	県防災消防年報
	7月下旬	高温災害	1,176	県防災消防年報
	9月10日～12日	大雨、洪水災害	60,027	県防災消防年報
	9月22日～23日	低温・降霜災害	19	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			2,328,813	
14	1月27日～28日	大雪災害	247,427	県防災消防年報
	4月下旬～5月下旬	降霜災害	9,718	県防災消防年報
	7月～9月	暑熱災害	4,541	県防災消防年報
	7月10日～12日	台風6号	729,433	県防災消防年報
	8月	長期日照不足災害	979	県防災消防年報
	10月1日～2日	台風21号	6,351	県防災消防年報
	10月21日～22日	大雨暴風雪災害	38	県防災消防年報
	11月	低温災害	61	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			998,548	

1 5	3月7日～10日 1月～3月 5月26日 5月29日 4月下旬～5月上旬 9月13日～14日 6月下旬以降	暴風雪・大雪災害 消雪の遅れ 三陸南地震 暑熱被害 降霜災害 大雨災害 例外被害	2 3, 6 5 3 9, 1 3 0 1, 7 3 1 3 1 5 1, 3 3 9 1, 8 6 4 5 0 8, 2 7 3	県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			5 4 6, 3 0 5	
1 6	2月23日 3月31日～4月1日 4月21日 4月下旬～5月上旬 8月19日～20日 8月19日～20日 7月～8月 9月7日～8日 9月30日～10月4日 11月26日～27日 9月～11月	暴風災害 強風災害 強風災害 降霜被害 台風15号災害 台風16号災害 高温被害 台風18号災害 台風21号災害 暴風災害 降霜品質低下被害	2 1 0 4 0 3 2 1, 5 0 1 7 9, 8 2 5 7 0 1, 6 7 0 1, 2 4 6 2 5 1, 5 1 6 5 3 3 1, 4 8 0	県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			3 3 8, 1 2 3	
1 7	1月16日～18日 5月19日 7月31日 8月 11月8日～9日	暴風雪災害 強風災害 大雨洪水災害 高温災害 強風落雷被害	7 0 1 3 0 3, 0 0 0 2, 2 1 9 5 0	県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			5, 4 6 9	
1 8	8月上旬 10月4日～9日 12月26日～27日	高温 低気圧 低気圧	1, 1 3 3 7 9 0, 1 7 1 7, 5 0 0	県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			7 9 8, 8 0 4	
1 9	6月6日 9月7日～9日	降雹被害 台風9号災害	1 9, 6 3 9 1, 7 9 9	県防災消防年報 県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			2 1, 4 3 8	
2 0	4月4日～5日 7月24日 8月28日	降霜被害 岩手県沿岸北部を震源とする地震 大雨災害	6 4, 5 4 6 1 2, 9 4 9 8 1, 3 6 2	県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			1 5 8, 8 5 7	
2 1	5月17日～18日 7月9日～13日 10月8日～9日	強風災害 強風災害 台風18号災害	4 1 0 2 8, 8 4 5 1, 1 1 5	県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			3 0, 3 7 0	

2 2	12月31日～1月1日	大雪災害	不明	
被 害 額 年 次 計			不明	
2 3	3月11日～ 9月17日～22日	東北地方太平洋沖地震 大雨、洪水暴風災害(台風15号)	不明 2 2 7, 0 2 0	国交省水害統計
被 害 額 年 次 計			不明	
2 4	4月3日 11月26日	暴風雪災害 暴風雪災害	6 8 5 3 0	県防災消防年報 県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			7 1 5	
2 5	4月6日～7日 11月7日	大雨洪水災害 強風災害	1 0 0 7 7 8	県防災消防年報 県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			8 7 8	
2 6	2月16日～17日 3月20日 6月16日 11月2日	大雪災害 大雪災害 降雹災害 強風災害	5 2 5, 7 1 8 5, 7 9 0 6, 5 3 4 2, 3 0 4	県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報 県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			5 4 0, 3 4 6	
2 7	4月1日～9月1日 10月1日～2日 10月7日～9日	暑熱(警報外) 暴風大雨洪水災害 暴風波浪	1, 1 4 7 9, 6 8 4 2, 4 8 0	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			1 3, 3 1 1	
2 8	1月18日 8月26日 8月29日	暴風雪 大雨洪水 台風10号	3 5 5, 9 7 1 1, 1 8 3, 6 1 3	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			1, 1 8 9, 6 1 9	県防災消防年報
2 9	9月18日	台風18号	1 0, 9 4 9	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			1 0, 9 4 9	
3 0	5月18日 8月15日 10月7日	大雨洪水 洪水 大雨暴風(台風25号)	1, 5 0 0 5, 3 8 0 1, 0 7 2	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			7, 9 5 2	
令 1	10月12～ 11月12日	台風19号	6, 3 0 0	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			6, 3 0 0	
2	3月20日	暴風	5 3 0	県防災消防年報
被 害 額 年 次 計			5 3 0	

3	2月15日	暴風雪	640	県防災消防年報
被害額年次計			640	

2-1-1 消防法に定める指定防火対象物数

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

業 態 別			数
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	1
	ロ	公会堂又は集会場	7
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	0
	ロ	遊技場又はダンスホール	1
	ハ	風俗営業店舗	0
	ニ	カラオケボックスなどの個室型店舗	0
3	イ	待合、料理店その他これに類するもの	0
	ロ	飲食店	4
4		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	10
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	3
	ロ	寄宿舍、下宿又は共同住宅	16
6	イ	病院、診療所又は助産所	5
	ロ	老人福祉施設、養護老人ホーム、有料老人ホーム、救護施設、児童福祉施設、身体障がい者更生援護施設、精神薄弱者援護施設	5
	ハ	老人デイサービスセンター、老人福祉センター、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、	12
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	1
7		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	16
8		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	4
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場これらに類するもの	0
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	0
10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	0
11		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	10
12	イ	工場又は作業場	48
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	0
13	イ	自動車車庫又は駐車場	7
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0
14		倉庫	36
15		前各項に該当しない事業場	453
16	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が 1 項から 4 項まで、5 項イ、6 項又は 9 項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	14
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	14
16-2		地下街	0
16-3		建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたもの	0
17		重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、重要美術品として認定された建造物	2
18		延長 50m 以上のアーケード	0
合 計			669

2-4-1 土砂災害警戒区域等（急傾斜）一覧表

[令和3年6月1日現在]

No.	箇所番号	箇所名	位 置	警戒区域	特別警戒区域
1	005A0751	高家	高家第9地割	○	○
2	012D0115	沢通	軽米第10地割	○	○
3	013A0759	小軽米	小軽米第12地割	○	○
4	012D1001	山内-1	山内第28地割	○	○
5	012D0117	給食センター	軽米第5地割	○	
6	012D0118	山内	山内第28地割	○	○
7	012A0755	向川原2	軽米第18地割	○	○
8	012A0754	向川原1	軽米第19地割	○	○
9	005A1001	高家-1	高家第9地割	○	○
10	012A1003	上館-1	上館第15地割	○	○
11	012A0748	蓮台野	軽米第3地割	○	○
12	013A0749	増子内	上館第30地割	○	○
13	012A1001	上館	上館第20地割	○	○
14	012A0750	下円子	円子第4地割	○	○
15	012A0753	下新町	軽米第11地割	○	○
16	012A1004	軽米-1	軽米第1地割	○	○
17	012A1002	軽米	軽米第8地割	○	○
18	012A0762	新井田	山内第32地割	○	○
19	012D0116	軽米高校	軽米第9地割	○	○
20	013A0761	屋敷	小軽米第15地割	○	○
21	013A1001	小軽米-1	小軽米第15地割	○	○
22	005A0752	晴山	晴山第12地割	○	○
23	005B1001	軽米-2	軽米第19地割	○	○
24	005B1002	軽米-3	軽米第19地割	○	○
25	005B1003	上館-2	上館第21地割	○	○
26	005B1004	軽米-4	軽米第15地割	○	○
27	005B1005	軽米-5	軽米第15地割	○	○
28	012A0747	権現林	軽米第6地割	○	○
29	012B1001	軽米-6	軽米第8地割	○	○
30	012B1002	上館-3	上館第19地割	○	○
31	012B1005	上館-6	上館第15地割	○	○
32	012B1006	上館-7	上館第26地割	○	○
33	012B1007	上館-8	上館第15地割	○	○
34	012B1008	晴山-1	晴山第7地割	○	○
35	012B1009	山内-2	山内第10地割	○	○
36	012B1010	山内-3	山内第28地割	○	○

37	012B1012	狄塚	狄塚第 1 地割	○	○
38	013B1001	小軽米-2	小軽米第39地割	○	○
39	013B1003	小軽米-3	小軽米第15地割	○	○
40	013B1004	小軽米-4	小軽米第15地割	○	○
41	013B1005	小軽米-5	小軽米第19地割	○	○
42	013B1006	小軽米-6	小軽米第15地割	○	○
43	013B1007	小軽米-7	小軽米第15地割	○	○
44	013B1008	小軽米-8	小軽米第21地割	○	○
45	013E0760	米田	小軽米第21地割	○	○
46	022B1001	蛇口	蛇口第 9 地割	○	○
47	022B1002	蛇口-1	蛇口第 9 地割	○	○
48	028N0001	蛇口-2	蛇口第 9 地割	○	○
49	012B1011	山内-4	山内第 4 地割	○	○
計				49	48

2-4-2 土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表

〔令和3年6月1日現在〕

No.	箇所番号	箇所名	位 置	警戒区域	特別警戒区域
				○	○
1	A012004	平の沢2	山内 平	○	○
2	A012011	上館の沢	上館 上館	○	○
3	A012013	上館の沢3	上館 上館	○	○
4	A012014	上館の沢4	上館 上館	○	○
5	A012015	山田の沢	軽米 山田	○	○
6	A013002	牛ヶ沢	小軽米 牛ヶ沢	○	○
7	A005002	駒木の沢	軽米 駒木	○	○
8	A012002	堰ノ下の沢2	山内 堰ノ下	○	○
9	A012005	上円子の沢	円子 上円子	○	○
10	A012006	上円子の沢2	円子 上円子	○	○
11	A012007	鹿倉の沢	円子 鹿倉	○	×
12	A012008	鹿倉の沢2	円子 鹿倉	○	○
13	A012009	下円子の沢	円子 下円子	○	○
14	A013005	百目金の沢	小軽米 百目金	○	○
15	A013007	屋敷の沢	小軽米 屋敷	○	○
16	A013008	屋敷の沢2	小軽米 屋敷	○	○
17	A012001	堰ノ下の沢	山内 堰ノ下	○	○
18	A012003	平の沢	山内 平	○	○
19	A012010	車門の沢	上館 車門	○	○
20	A012012	上館の沢2	上館 上館	○	
21	A012101	円子の沢	円子 下円子	○	○
22	A013003	小軽米の沢	小軽米 小軽米	○	○
23	A013006	板銅屋の沢	小軽米 板銅屋	○	○
24	A013201	細谷地の沢	上館 細谷地	○	○
25	A022002	牛ヶ沢	小軽米 牛ヶ沢	○	○
26	B005101	上尾田の沢	軽米 上尾田	○	○
27	B005102	上尾田の沢2	軽米 上尾田	○	○
28	B006201	ツタヌキ沢	上館 猫屋敷	○	○
29	B006202	高柳の沢	上館 高柳	○	○
30	B006203	高柳の沢2	上館 高柳	○	
31	B006204	大平沢	上館 戸草内	○	○
32	B012101	内の沢	上館 岩崎	○	○
33	B012102	山田の沢2	上館 山田	○	○
34	B012103	辻ヶ沢	円子 辻ヶ沢	○	○

35	B012104	惣地保の沢	山内 惣地保	○	○
36	B012105	堰ノ下の沢3	山内 堰ノ下	○	○
37	B012106	堰ノ下の沢4	山内 堰ノ下	○	○
38	B013201	ケンマ沢	小軽米 大野川	○	○
39	B013202	ハタノ沢	小軽米 大野川	○	○
40	B013203	市野の沢	小軽米 市野	○	○
41	B013204	市野の沢2	小軽米 市野	○	○
42	B013205	市野の沢3	小軽米 市野	○	○
43	B013206	市野の沢4	小軽米 市野	○	○
44	B013207	内野の沢	小軽米 内野	○	○
45	B013208	青沢の沢	小軽米 青沢	○	○
46	B013209	米田の沢	小軽米 米田	○	○
47	B013210	林郷の沢3	小軽米 林郷	○	○
48	B013211	林郷の沢2	小軽米 林郷	○	○
49	B013212	林郷の沢	小軽米 林郷	○	○
50	B013213	焼切の沢	小軽米 焼切	○	○
51	B013214	百目金の沢3	小軽米 百目金	○	○
52	B013215	桜沢	小軽米 松ノ脇	○	○
53	B013216	小軽米の沢3	小軽米 小軽米	○	○
54	B013217	小軽米の沢2	小軽米 小軽米	○	○
55	B013218	松ノ脇の沢	小軽米 松ノ脇	○	○
56	B013219	百目金の沢2	上館 百目金	○	○
57	B013220	上館の沢1	上館 上館	○	○
58	B013221	上館の沢2	上館 上館	○	○
59	B013222	上増子内の沢	上館 上増子内	○	○
60	B013223	上増子内の沢3	上館 上増子内	○	○
61	B013224	上増子内の沢4	上館 上増子内	○	○
62	B013225	古い沢	上館 上増子内	○	○
63	B013226	上館の沢3	上館 上館	○	○
64	B013227	褰主の沢	上館 褰主	○	
65	B013228	褰主の沢2	上館 褰主	○	○
66	B013229	褰主の沢3	上館 褰主	○	○
67	B013230	戸草内の沢2	上館 戸草内	○	○
68	B013231	戸草内の沢3	上館 戸草内	○	○
69	B022201	板銅屋の沢2	小軽米 板銅屋	○	○
70	B022202	天狗の沢	小軽米 天狗	○	○
71	B022203	新畑の沢	小軽米 新畑	○	○
72	B022204	鎌屋敷の沢	蛇口 鎌屋敷	○	○
73	B022205	鎌屋敷の沢2	蛇口 鎌屋敷	○	○
74	B022206	鎌屋敷の沢3	蛇口 鎌屋敷	○	○
75	B022207	大沢	蛇口 大沢	○	○

76	B022208	鎌屋敷の沢4	蛇口 鎌屋敷	○	○
77	B022209	鎌屋敷の沢5	蛇口 鎌屋敷	○	○
78	J012101	鹿倉の沢3	円子 鹿倉	○	○
79	J013201	大野川の沢2	小軽米 大野川	○	○
80	J013202	市野の沢5	小軽米 市野	○	○
81	J013203	市野の沢6	小軽米 市野	○	○
82	J013209	七ッ役の沢	上館 上館	○	○
83	A006201	百鳥の沢3	上館 百鳥	○	
計		83箇所			

2-4-3 山地災害危険地区一覧表

山地災害危険地区一覧表

区域番号	危険地区番号			保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置		公共施設等				被災危険度	山腹崩壊危険度	備考
	市町村	旧市町村	地区							大字	字	人家個数	(道路除く)公共施設	数量	道路			
809	33	58	1	有	無	無	C	6.00	無	軽米	大鳥				町	c2	b1	B-1
810	33	58	2	無	無	無	C	1.00	無	晴山	下晴山	2				c2	c1	A-2
811	33	58	3	無	無	無	A	2.00	無	晴山	早渡	8			町	b2	a1	A-2
812	33	58	4	無	無	無	B	1.00	無	山内	駒木				町	c2	a1	A-2
813	33	58	5	無	無	無	B	2.00	無	山内	竹谷袋				町	c2	a1	A-2
813	33	58	6	無	無	無	B	2.00	無	山内	竹谷袋				町	c2	a1	A-2
813	33	58	7	無	無	無	A	2.00	無	山内	竹谷袋	14			町	a2	a1	A-2
814	33	58	8	無	無	無	C	2.00	無	軽米	駒木				町	c2	c1	B-1
815	33	58	9	無	無	有	C	2.00	無	小軽米	蜂ヶ塚	1			町	c2	c1	B-2
816	33	58	10	無	無	有	C	2.00	一部概成	上館	沢里	1				c2	c1	B-2
817	33	58	11	有	無	有	B	2.00	概成	山内	堰の下		観光施設	1	林	a2	c1	A-2
818	33	58	12	無	無	有	A	0.40	未成	軽米	下尾田	5			国	b2	a1	B-1

土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表

番号	箇所番号	危険箇所名	字	区域指定年月日	備考
1	46	向高家	高家	令和2年5月29日	
2	150	干草	軽米	令和2年5月29日	
3	151	板橋	円子	令和2年5月29日	
4	152	下増子内	館	令和2年5月29日	

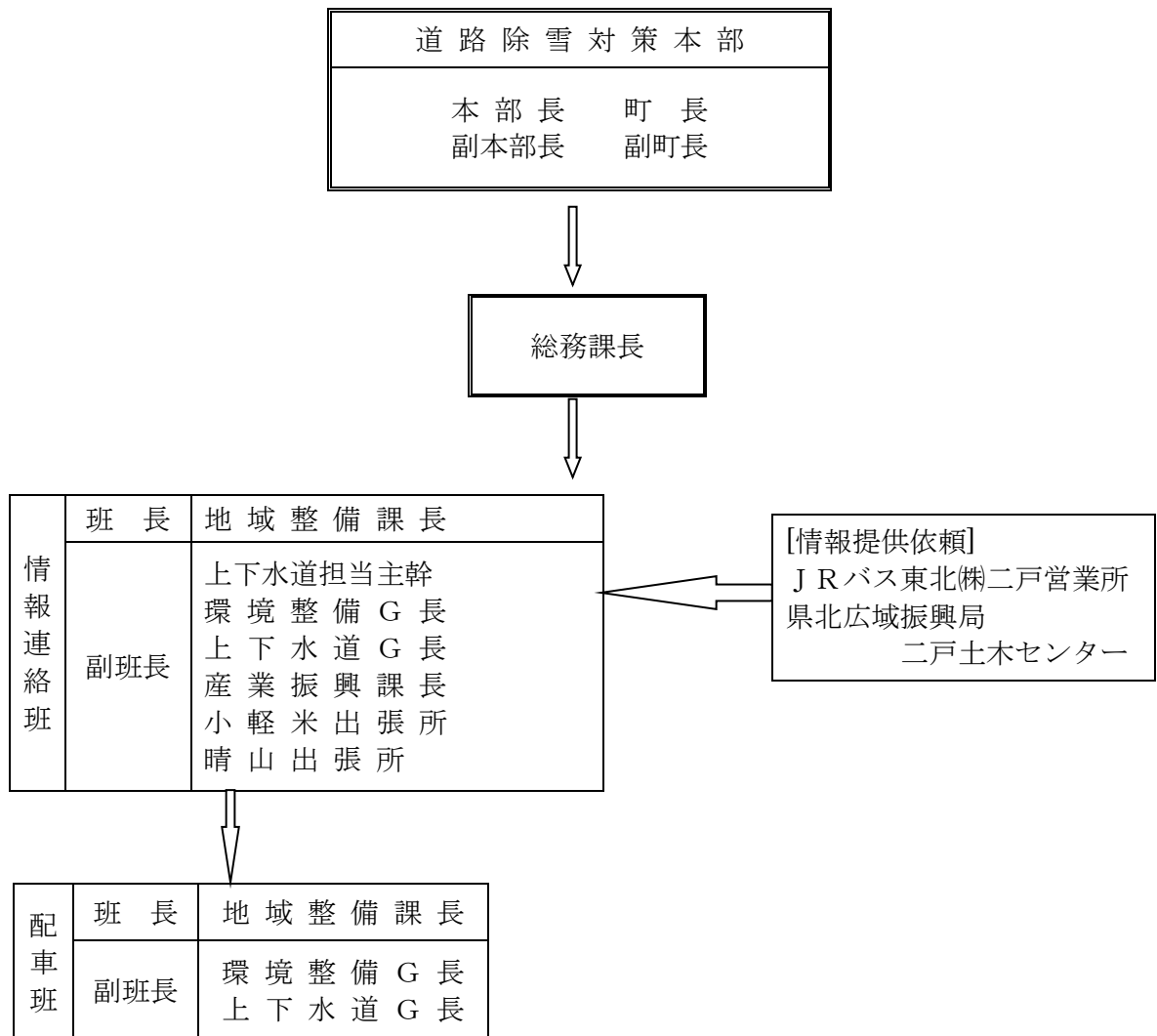
崩壊土砂危険地区一覧表

区域 番号	危険地区 番号			保安 林等	止 区域 指定	地す べり 防	他の 法令 等 の 指 定	荒 廃 状 況	危 険 地 区 の 危 険 度	面積 (ha)	進 抄 山 事 業 状 況	位 置		公共施設等				被災 危険 度	出 壊 危 険 度	崩 壊 土 砂 流	備考
	市 町 村	旧市 町村	地 区									大 字	字	人家 個 数	(道路 除く) 公共 施設	数 量	道 路				
2581	33	58	1	有	無	無	有	B	2.88	一部概成	山内	平沢				県	c2	a1	A-2		
2582	33	58	2	有	無	無	無	B	1.89	概成	山内	堰の下				林	c2	a1	A-2		
2583	33	58	3	無	無	無	無	B	0.75	一部概成	山内	平沢				林	c2	a1	A-2		
2584	33	58	4	無	無	無	無	C	2.64	無	山内	新井田	8			県	b2	c1	A-2		
2585	33	58	5	無	無	無	無	B	1.65	一部概成	高家	向高家	35			町	a2	c1	A-1		
2586	33	58	6	無	無	無	無	C	1.20	無	長倉	長倉				林	c2	c1	B-1		
2587	33	58	7	無	無	無	無	C	3.60	無	上館	駒木				町	c2	c1	B-1		
2588	33	58	8	無	無	無	無	B	4.32	一部概成	上館	沢里	7			県	a2	c1	B-2		
2589	33	58	9	無	無	無	無	C	0.75	無	蛇口	鎌屋敷	2			県	c2	c1	B-3		
2590	33	58	10	有	無	無	無	B	0.60	一部概成	上館	百鳥	10			町	a2	c1	C-1		
2591	33	58	11	無	無	無	有	C	1.20	無	小軽米	蒼前林	2			町	c2	c1	C-2		
2592	33	58	12	無	無	無	無	C	0.90	一部概成	上館	車門				県	c2	b1	B-2		
2593	33	58	13	無	無	無	無	C	0.36	無	小軽米	沢田	8			町	b2	c1	B-2		
2594	33	58	14	無	無	無	無	C	1.68	無	小軽米	百目金	7			町	b2	c1	C-2		
2595	33	58	15	無	無	無	無	C	2.10	無	小軽米	大平	3			県	c2	c1	C-2		
2596	33	58	16	無	無	無	有	C	0.36	無	小軽米	屋敷				国	c2	c1	C-2		
2597	33	58	17	有	無	無	無	C	3.15	一部概成	上館	岸里				町	c2	c1	B-1		
2598	33	58	18	無	無	無	有	B	0.90	無	上館	戸草内	24	公民館	1	町	a2	c1	B-1		

2-14-1 軽米町道路除雪作業体制

1 道路除雪作業は、毎年定める軽米町道路除雪計画に基づき行い、豪雪による道路災害の発生または交通途絶によって生じる地域住民の生活不安を除去し、冬季交通網の円滑な確保に努める。

2 道路除雪対策班の編成図



2-17-1 軽米町火入れに関する条例

制定 昭和59年6月26日 条例第24

号

(目的)

第1条 この条例は、軽米町の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の許可の手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入れ予定期間」という。）の開始する日の7日前までに、別記様式第1号による申請書1通に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図

(2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書

(3) 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火へ責任者」という。）を定め申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第3条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

(1) 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。

(2) 火入地の周囲の現況、防火設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第4条 町長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第14条まで及び第15条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨其他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した別記様式第2号による許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。

2 町長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第5条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第21条の規定に基づき、火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき7日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を0.5ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、町長はこれを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(火入責任者の義務)

第9条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

- 2 火入れ責任者は、火入りに際し、火入許可証を携帯しなければならない。
- 3 火入れ責任者は、次条に定める防火の設備及び第11条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第10条 火入責任者は、火入地の周囲に幅3メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については、7メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

- 2 前項の防火帯は、河川・湖沼・溝・堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第11条 火入者は、火入りに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。

- (1) 0.5ヘクタールまでは10人以上
 - (2) 0.5ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.1ヘクタールにつき2人を(1)の人数に加えて得た人数以上
- 2 火入者は、消火器・バケツ・スコップ・チェーンソー等の消火に必要な器具を、火入れ従事者に携行させなければならない。
 - 3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火への方法)

第12条 火入れは、風速・湿度等から見て延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

- 2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第13条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報・異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

- 2 火入責任者は、火へれ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、町長及び二戸消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

(二戸消防署長への通知等)

第15条 町長は、火入れの許可を行った場合には、二戸地区広域事務組合二戸消防署長にその旨通知するものとする。

- 2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。
- 3 町長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせるができる。
- 4 前項の場合において、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

火 入 許 可 申 請 書

年 月 日

軽米町長 殿

申請者 住 所
氏 名

次のように火入れを行いたいので許可されたく、「軽米町火入れに関する条例」第 2 条の規定により申請します。

火 入 地	所 在 地	
	所 有 者 (管 理 者)	
	地 種 区 分	保安林()・普通林・原野・その他
	所 有 区 分	
	面 積	総面積 ヘクタール
火 入 れ 期 間		平成 年 月 日～ 年 月 日 (日間)
火 入 れ 目 的		
火 入 れ 方 法		
防 火 体 制	火人従事者	
	防 火 帯	
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考		(添付書類 通)

(注) 1 保安林の () の中には保安林種を記入、2 その他の () には土地現況を記入、3 所有区分の () には、所有形態の細分（部分林、部落合林、社寺有林等）を記入

火 入 許 可 証

軽米町指令第 号
年 月 日

申請人 殿

軽米町長 印

月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。

火入場所	
面 積	
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）
火入責任者	
指示事項	
備 考	

3－1－1 軽米町災害警戒本部設置要領

制定 平成3年3月30日

改正 平成9年3月25日

改正 平成19年3月30日

(目的)

第1 この要領は、気象警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、軽米町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 集中豪雨による災害が発生するおそれがあるとき。
- (2) 町内の地域において気象警報のうち暴風警報、暴風雪警報、大雨警報若しくは大雪警報、又は洪水警報が発せられたとき。
- (3) 町内の地域において震度4以上の地震が発生し、若しくは長雨等による地面現象災害等の災害が発生するおそれがあるとき。

(所掌事項)

第3 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報の受領及び関係機関への伝達に関すること。
- (2) 気象警報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達に関すること。
- (3) 被害の発生状況の把握に関すること。
- (4) その他情報の収集等に関し必要な事項

(組織)

第4 災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

2 本部長は副町長を、副本部長は総務課長をもって充て、本部員は町民生活課長及び健康福祉課長、産業振興課長、地域整備課長を充て、本部職員は総務課職員のうちから本部長が指名する。

(本部長及び副本部長)

第5 本部長は部務を総括し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(事務所)

第6 災害警戒本部の事務所は、総務課に置く。

(会議)

第7 災害警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(報告)

第8 本部長は、二戸地方振興局に対して次の事項を報告しなければならない。

- (1) 警戒本部の設置及び廃止に関すること。
- (2) 町の対策のうち必要と認める事項
- (3) その他必要と認める事項

(警戒本部の廃止)

第9 本部長は、次の場合に警戒本部を廃止する。

- (1) 町災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害の発生するおそれがなくなったとき、又は警戒本部を継続して設置する必要がないと認めたとき。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から実施する。

附 則 (平成9年3月25日告示第28号)

この要領は、平成9年3月25日から実施する。

附 則 (平成19年3月30日告示第29号)

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

3－1－2 軽米町災害対策本部条例

制定 昭和39年7月3日条例第36号

改正 平成8年3月27日条例第4号

改正 平成24年9月19日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、軽米町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指命する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を処理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月27日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月19日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

3－1－3 軽米町災害緊急初動特別班設置要領

(目的)

第1 この要領は、夜間、休日等の勤務時間外において、大規模な震災等が発生し、町災害対策本部を設置する要員が参集しにくい状況にある場合、初動体制を確立するため、軽米町緊急初動特別班（以下「緊急特別班」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(設置及び参集基準)

第2 緊急特別班は、大規模な震災等により、町災害対策本部を設置する要員の参集が困難な場合に災害発生から30分以内をめどに設置する。

(班長、副班長等)

第3 緊急特別班に、班長、副班長を置く。

2 班長は、災害対策本部総務部長をもって充て、緊急特別班事務を総括する。

3 副班長は、災害対策本部総務班長をもって充て、副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 班員は、本庁舎近在職員のうち、毎年度総務部長が指名する者をもって充てる。

(班)

第4 緊急特別班は、総務班、対策班、情報班及び広報班とし、各班の員数は次のとおりとする。

(1) 総務班 5名

(2) 対策班 8名

(3) 情報班 5名

(4) 広報班 5名

(所掌事項及び活動要領)

第5 緊急特別班の各班の所掌事項及び活動要領は、次のとおりとする。

(1) 総務班

ア 災害対策本部の設置及び運営

イ 本部員会議及び本部連絡員会議の開催

ウ 本部長の指令等の伝達

エ 県、他の市町村及び防災関係機関との連絡調整

(2) 対策班

ア 本部の実施する災害応急対策の総括

イ 災害応急対策の実施に係る防災関係機関、各種団体及び町民に対する指示、協力要請及び連絡

ウ 自衛隊の災害派遣要請及びその受け入れ、調整

エ 各部の実施する災害応急対策の調整

オ 町民からの要請の処理

(3) 情報班

ア 被害状況の情報収集及び県に対する報告

イ 気象状況、交通状況、道路状況、住民の動向等の情報収集・伝達

(4) 広報班

ア 報道機関に対する災害情報の発表

イ 放送事業者（テレビ、ラジオ）に対する放送要請

ウ 災害応急対策に関する広報

(設置場所等)

第6 緊急特別班を設置する場所及び順位は、次のとおりとする。

(1) 役場総務課

(2) 軽米町民体育館

(3) 役場庁舎前駐車場

(緊急特別班の廃止)

第7 緊急特別班は、町災害対策本部の体制が整い、総務部長が所期の目的を達成したと認めるときに廃止する。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、緊急特別班の運営に関し必要な事項は、町災害対策本部長が

別に定める。

附 則

この告示は、平成9年6月10日から施行する。

3-1-4 マグニチュード (M) と地震の程度

名 称		M	地 震 の 概 略 (浅い地震の場合)	日本付近における発生頻度 (浅 い 地 震)
大 地 震	巨 大	9.5 ～ 9.0	数100kmないし、1,000kmの範囲に大きな地殻変動を生じ、広域にわたり大災害・大津波を生じる。	平成23年東北地方太平洋沖地震の1回のみ
		～ 8.0	内陸におこれば広域にわたり大災害、海底におこれば大津波が発生する。	10年に1回程度
	地 震	～ 7.0	内陸の地震では大災害となる。海底の地震は津波をともしなう。	1年に1～2回程度
		～ 6.0	震央付近で小被害が出る。Mが7に近いと条件によっては大被害となる。	1年に10～15回程度
	中 地 震	～ 5.0	被害が出ることは少ないが、条件によっては震央付近で被害が出ることもある。	1年当り100～150回程度
小 地 震		～ 4.0	震央付近で有感となる。震源がとく浅いと震央付近で軽い被害が出ることもある	1日当り数回程度
		～ 3.0	震央付近で有感となることもある。	1日当り数10回程度

注1 浅い地震とは、深さが約60km以内

注2 日本付近とは、内陸部と海岸から200km程度以内の海底

3-1-5 気象庁震度階級関連解説表

計測震度	階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じない。		
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。		
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚ます	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	
3.5				
4.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5.0	5(弱)	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある
5.5	5(強)	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸がはずれる。	強されていないブロック塀の多くが崩れる。自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
6.0	6(弱)	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
	6(強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

計測震度	階 級	木 造 建 物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地 盤・斜 面
0. 5	0	-			
1. 5	1				
2. 5	2				
3. 5	3				
4. 5	4				
5. 0	5 (弱)	耐震性の低い住宅では壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動しガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 [停電する家庭もある]	飲弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5. 5	5 (強)	耐震性の低い住宅では、柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6. 0	6 (弱)	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では壁、柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6. 5	6 (強)	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁、柱がかなり破損するものがある	耐震性の低い建物では倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
	7	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス水道の供給が停止する]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

※ 留意事項

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は適していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

3-3-1 町の非常・緊急通話用電話一覧

No.	電話番号	設 置 場 所	住 所	備考
1	46-2111	軽米町役場	軽米町大字軽米第 10 地割 85 番地	
2	46-2112	〃	〃	
3	46-2113	〃	〃	
4	46-2114	〃	〃	
5	46-2115	〃	〃	
6	46-4111	健康ふれあいセンター	軽米 2-54-5	
7	46-2905	花のまち軽米こども園	軽米 5-17-1	
8	45-2680	小軽米保育園	小軽米 6-4-4	
9	47-2020	晴山保育園	山内 13-53-1	
10	46-2881	老人福祉センター	上舘 1-78-1	
11	46-2614	軽米小学校	軽米 5-34-2	
12	45-2312	小軽米小学校	小軽米 7-25-1	
13	47-2214	晴山小学校	晴山 23-35	
14	46-2414	軽米中学校	軽米 6-17-1	
15	26-8250	かるまい文化交流センター	軽米 8-87-1	
16	46-2061	軽米農村勤労福祉センター	軽米 6-17	
17	46-3838	軽米町民体育館	軽米 6-34-1	
18	46-2751	岩手県立軽米高等学校	軽米 9-34-1	
19	46-2969	上舘農業構造改善センター	上舘 4-7-2	
20	45-2071	円子地区交流センター	円子 5-20	
21	45-2924	牛ヶ沢集落センター	小軽米 22-	
22	45-2871	米田農業構造改善センター	小軽米 24-29	
23	45-2853	笹渡農業構造改善センター	上舘 49-4-24	
24	45-2939	小玉川生活改善センター	小軽米 18-18-2	
25	46-3896	長倉生活改善センター	長倉 4-1-2	
26	47-2748	晴山農業構造改善センター	晴山 11-10	
27	47-1070	県北農業研究所	山内 23-9-1	
28	47-2530	山内地区交流センター	山内 28-15	
29	47-1452	ミレットパーク	山内 33-53-1	

3-3-2 軽米町防災行政無線施設の状況

区 分	設置場所、数量	備 考
親 局	軽米町役場無線室	防災軽米役場
遠隔制御局	二戸消防署軽米分署内	防災かるまい広報
子 局	屋外拡声器 109 基 ほか個別受信機	

3-4-1 報告担当機関等一覧

【県本部二戸地方支部（総務班）】

NTT回線	TEL 23-9201 FAX 23-4062
地域衛星通信 ネットワーク	TEL (TN) 003-111-229-24-198 FAX (TN) 003-111-229-24-198

【県本部（総務部総合防災室）】

NTT回線	TEL 019-629-5153 FAX 019-629-5174
地域衛星通信 ネットワーク	TEL (TN) 003-111-22-5153 FAX (TN) 003-111-22-5174

【消防庁】

区 分 回線別		平日（9：30～17：45） ※震災等応急室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	TEL FAX	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災無線	TEL FAX	7527 7537	7782 7789
地域衛星通信 ネットワーク	TEL FAX	TN-048-500-7527 TN-048-500-7537	TN-048-500-7782 TN-048-500-7789

3-4-2 被害状況の判定基準

(1) 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分			判 定 基 準
人 的 被 害	死 者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。 また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
		軽症者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
住居 の 被 害	全壊、全焼、流失		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである
	半壊、半焼		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである
	一部破損		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	浸 水	床 上	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの
		床 下	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
田 畑 の 被 害	流失、埋没		(田) 耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの (畑) 田の例に準じて取り扱う
	冠 水		(田) 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの (畑) 田の例に準じて取り扱う
そ の 他 の 被 害	道路決壊		高速自動車道、一般国道、県及び町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害
	橋梁流失		町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊		河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不能		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害

文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

(2) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一化屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍を1世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
船舶	櫓、櫓のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

３－６－１ ヘリポート基地の指定状況

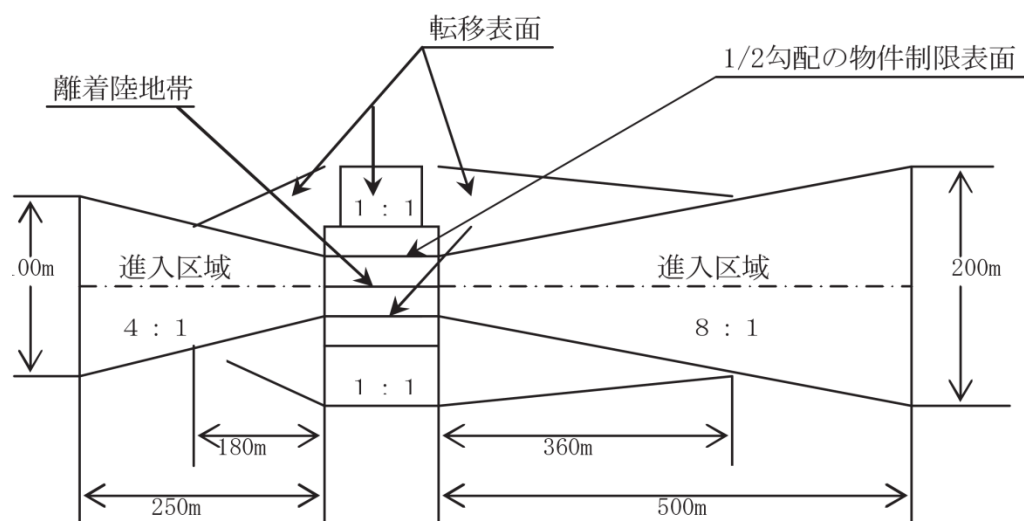
所 在 地	名 称	面積 (㎡)	役場からの 所要時間	利用可能機種		
				大型	中型	小型
軽米町大字軽米9-34-1	県立軽米高等学校グラウンド	9.100 (70×130)	1 分	○	○	○
軽米町大字軽米6-17	軽米中学校校庭	15.400 (110×140)	3 分	○	○	○
軽米町大字軽米6-42-2	軽米町営グラウンド	13.225 (115×115)	4 分	○	○	○
軽米町大字小軽米10-33	中央公民館小軽米分館グラウンド	5.700 (60×95)	15分	○	○	○
軽米町大字円子7-16-3	上円子公民館広場	6.175 (65×95)	20分	○	○	○
軽米町大字晴山23-35	晴山小学校校庭	4.000 (50×80)	15分	○	○	○

３－６－２ ヘリポートの設置基準

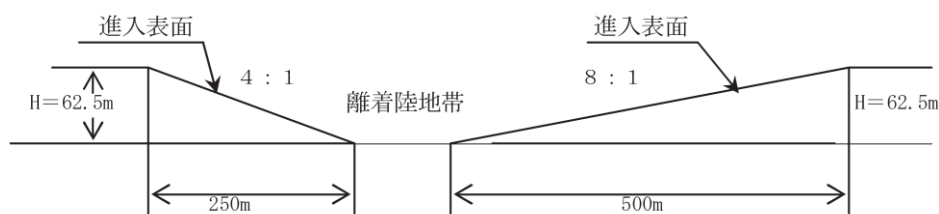
回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図

(ア) 一般

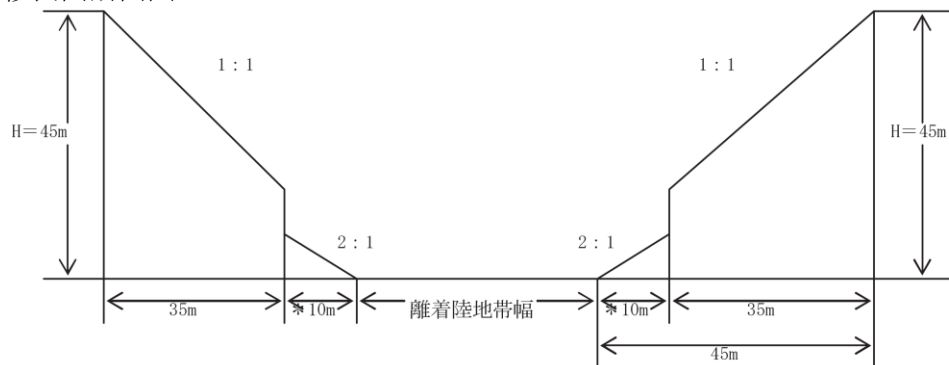
① 平面図



② 進入表面断面図



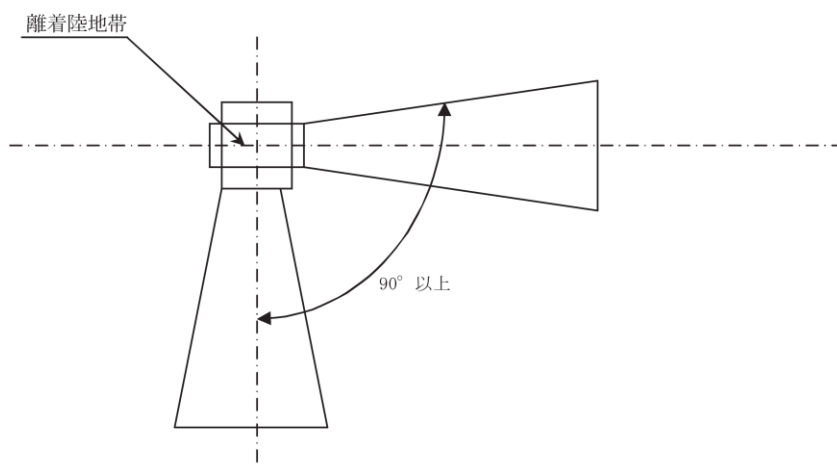
③ 転移表面断面図



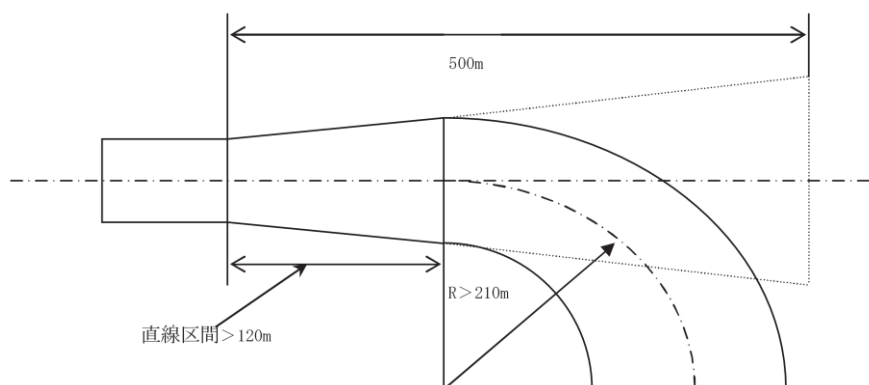
※離着陸地帯の外側10メートルの範囲内に1/2勾配の表面

[進入区域、進入表面の特例]

① 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域、進入表面



② わん曲した進入経路、出発経路の場合の進入区域、進入表面

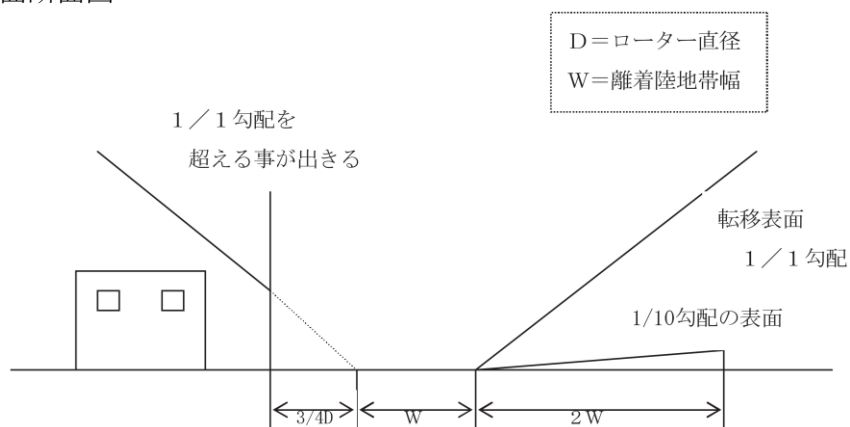


※ 進入表面の勾配は、中心線上での勾配とする。

※ Rは210メートル以上とする。

[転移表面の特例（一方の転移表面の勾配が1/1を超えることができる場合）]

※ 転移表面断面図

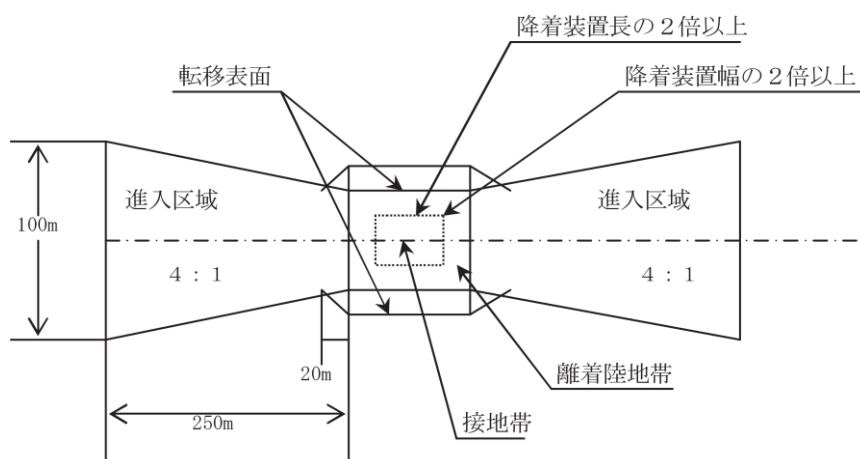


3/4Dの範囲内で離着陸地帯の
最高点を含む水平面より上に
出る物件がないこと。

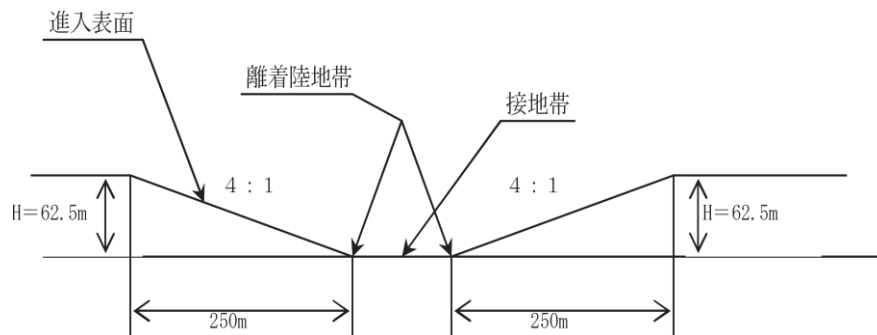
2Wの範囲内は1/10勾配の表面
の上に出る高さの物件のない
こと。

(イ) 山岳、農地その他離着陸経路下に人又は物件のない場合（特殊地域）

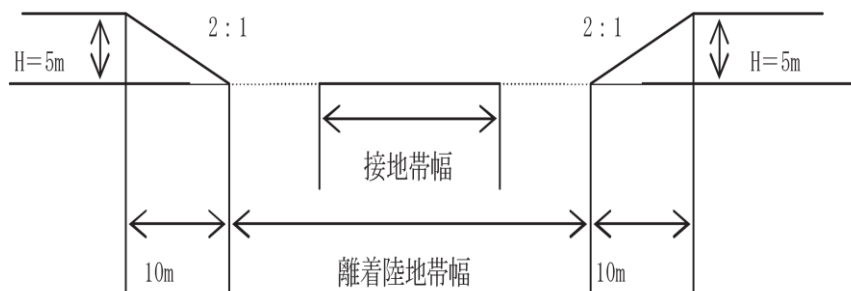
① 平面図



② 進入表面断面図

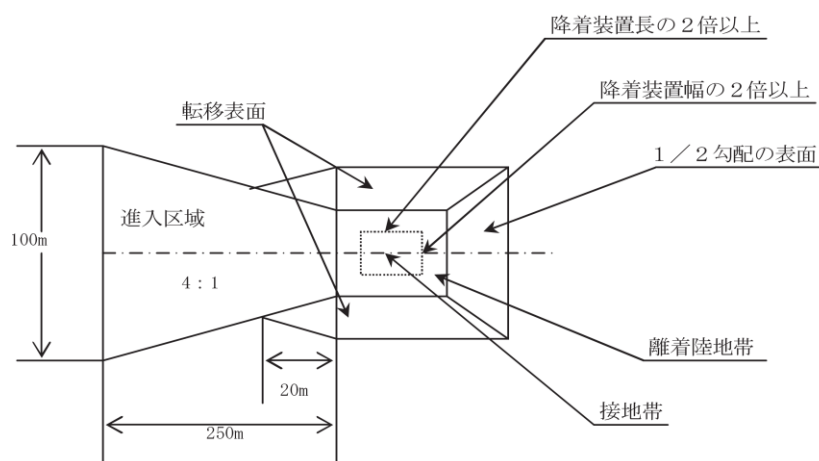


③ 転移表面断面図

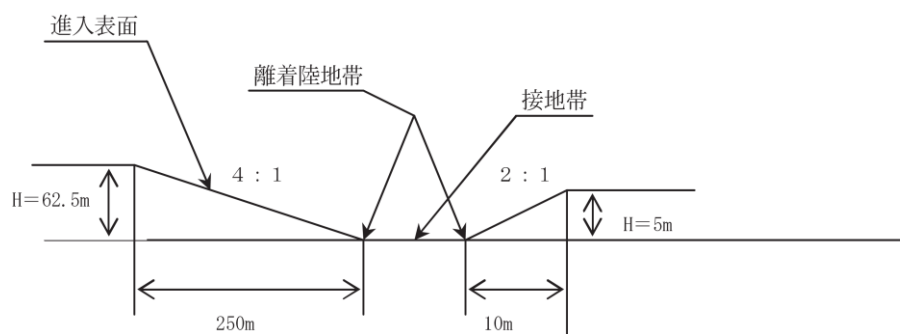


[進入区域が1方向しか確保できない場合の進入表面、転移表面の特例]

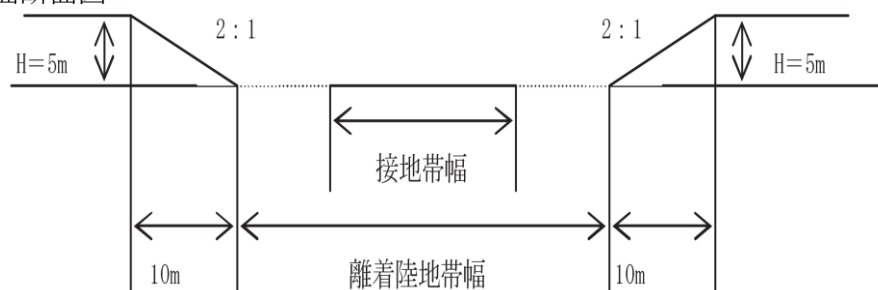
① 平面図



② 進入表面断面図

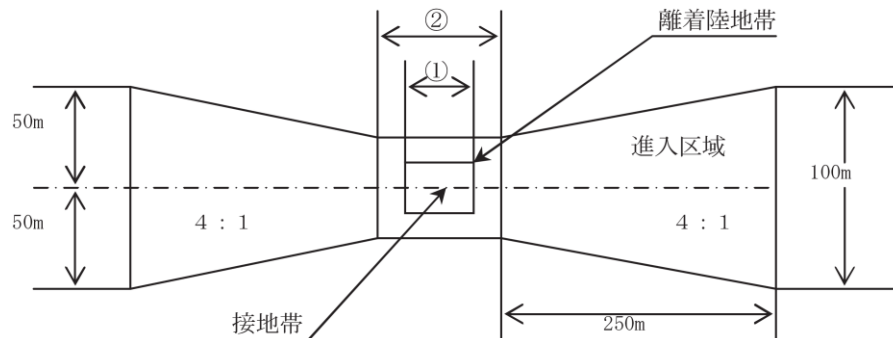


③ 転移表面断面図



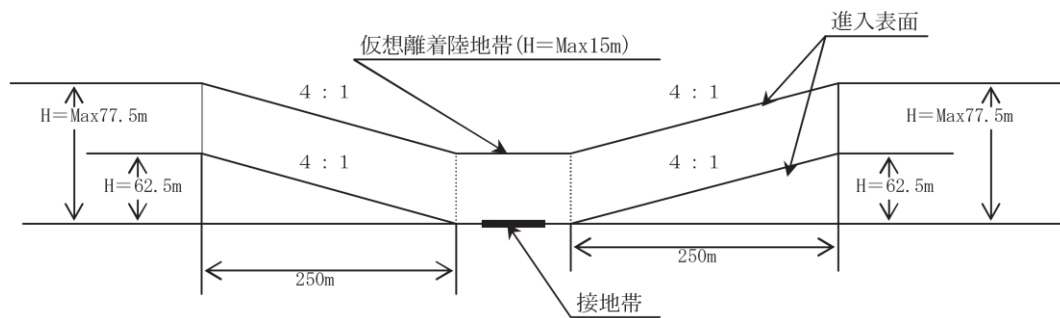
(ウ) 災害時における緊急輸送等に使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合

① 平面図

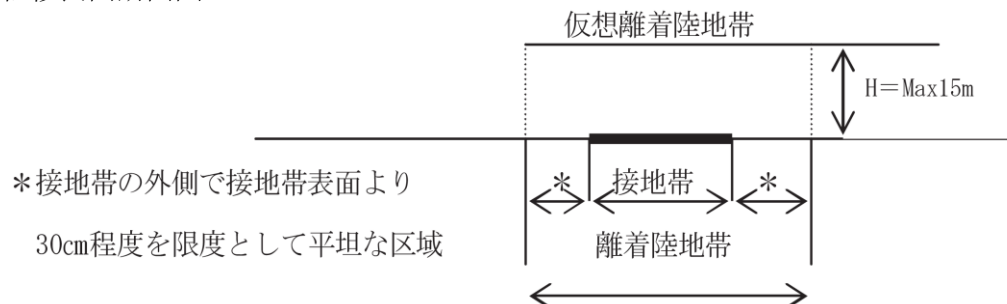


- ① 接地帯 : 長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
- ② 離着陸地帯 : 長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。
- ※ 全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。
- ※ 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15cmまでの高さを程度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

② 進入表面断面図



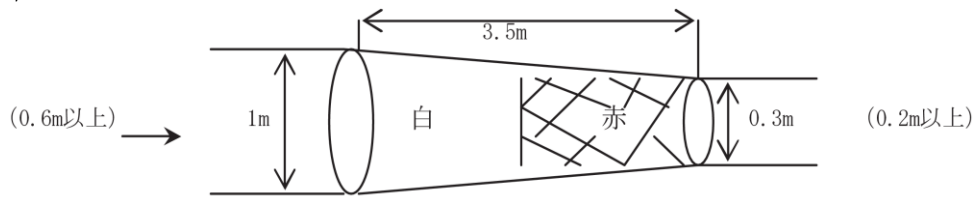
③ 転移表面断面図



(2) 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方角を示す吹流し又は旗をたてること。

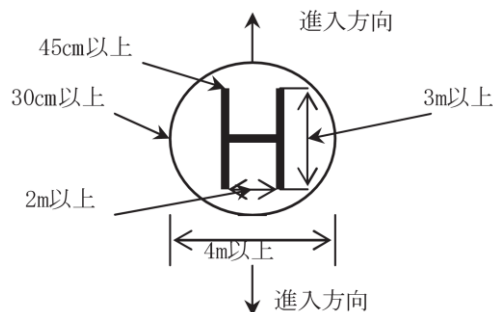
吹流しの基準



(3) 着陸中心点

着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を標示して着陸中心を示すこと。

H記号の基準



(4) 危険予防の措置

A 離着陸地帯への立ち入り禁止措置

離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない措置を講ずること。

B 防塵措置

表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

C 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

(5) ヘリポートの現況

町の飛行場及び飛行場外離着陸場（ヘリポート）一覧

平成22年3月1日現在

注：座標の欄のNは北緯、Eは東経を表す

離着陸場名	地点・地番	座 標		長さ×幅 (m)	避難場 所指定 の有無
		日本測地系 TOKYO(GPS)	世界測地系 WGS 8 4		
ハートフルスポー ツランド	九戸郡軽米町大字 軽米1-160-1	N 40° 18' 31"	N 40° 18' 42"	190	
		E 141° 28' 02"	E 141° 27' 49"	140	
県立軽米高等学校	九戸郡軽米町大字 軽米9-34-1	N 40° 19' 14"	N 40° 19' 25"		有
		E 141° 27' 40"	E 141° 27' 28"		

3-6-3 災害時における「石油類」の優先供給に関する協定書

軽米町（以下「甲」という。）と、〇〇〇石油店（以下「乙」という。）との間において、地震、風水害等により、町内に大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、町民生活の確保等円滑な災害応急対策の遂行のために実施する石油類の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、軽米町地域防災計画に基づき甲が行う災害応急対策活動に係る石油類の確保に関し、民間団体協力の一環として、町内給油所の積極的な協力を得るために必要な事項を定め、もって災害時における円滑な応急対策を図ることを目的とする。

（供給業務の内容等）

第2条 この協定における石油類とは、ガソリン、軽油、灯油及びL P ガス等石油系燃料を言い、甲が乙に対して協力を要請する優先供給業務は、次のとおりとする。

- （1） 公用車用燃料の確保及び供給業務
- （2） 暖房用燃料の確保及び供給業務
- （3） 防災資機材用燃料の確保及び供給業務
- （4） その他甲が必要と認める燃料の供給業務
- （5） 石油燃料の運搬業務

（業務要請）

第3条 甲は、災害時において、乙に燃料を調達する必要があるときは、乙に対して、供給を要請するものとする。

- （1） 燃料の種類及び数量
- （2） 納入場所及び日時

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の規定により供給の要請を請けたときは、甲に対し優先的に燃料等を供給するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙の供給した石油類の代金を負担するものとする。この場合の石油類の価格は、災害発生前の実勢単価とする。

（請求及び支払）

第6条 前条に基づく乙の甲に対する代金の請求は、石油類の供給がなされた後に行うものとする。

（報告）

第7条 乙は、甲の要請に対し対応できる事業所名及び所在地等をあらかじめ報告するものとする。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、要請に基づく応急業務に従事したことにより乙の従事者が死亡し、負傷し若しくは疾病にかかった場合は、災害対策基本法第84条の規定に基づきこれを補償するものとする。

（協議）

第9条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割85番
軽米町
軽米町長

乙 岩手県九戸郡軽米町
〇〇〇〇石油店
代表 〇〇〇〇 〇〇

指定店に配布するステッカー

災害時供給ステーションの店

3－7－1 災害時における消防相互応援協定

この協定書は、近隣市町村相互の友好公助の精神に基づき、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）第21条の規定により、二戸市、一戸町、浄法寺町、軽米町、九戸村、安代町、三戸町並びに田子町の地域に災害が発生した場合における消防相互応援について、次のとおり協定する。

（対象とする災害）

第1条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- （1） 航空機、鉄道車両、自動車等の交通機関による大規模な火災並びに救助事故
- （2） 大規模な建物、山林等の火災並びに救助事故
- （3） 大規模な地震並びに風災害による火災並びに救助事故

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 火災防御並びに人命救助（以下「災害応急活動」という。）のため必要な資機材及び物資の提供
- （2） 災害応急活動に必要な応援隊員の派遣
- （3） 災害応急活動に必要な消防車両の派遣

（応援の要請）

第3条 この協定に基づく応援要請は、第1条に規定する災害が発生した市町村長が、次のいずれかに該当する場合に協定市町村長に行うものとする。

- （1） その災害が、協定市町村の地域に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- （2） その災害の防御が、被災市町村の消防力では著しく困難と認める場合

（連絡担当課等）

第4条 前条に掲げる応援に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、市町村の応援事務を担当する課等を別表のとおり定めるものとする。

（応援の手続）

第5条 第3条に規定する応援要請の手続きは、次の事項を明らかにし、前条に規定する連絡担当課等を通じて、電話又はその他の方法をもって要請するものとする。

- （1） 災害の種別
- （2） 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- （3） 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量
- （4） 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- （5） その他必要な事項

（応援隊の派遣に要する経費の負担）

第6条 応援に係る経費の負担は次のとおりとする。

- （1） 被災市町村の負担する経費
 - ア 備蓄資機材及び臨時調達資機材の購入費
 - イ 車両及び機械器具等に破損又は故障を生じた場合の修理費
 - ウ 応援隊の食料費
- （2） 応援市町村の負担する経費
 - ア 応援隊団員の手当等
 - イ 応援隊団員が応援業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償に要する経費
 - ウ 車両等の燃料費

(第三者に対する損害補償に要する経費)

第7条 応援隊が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務中に生じたものについては被災市町村が、往路及び帰路に生じたものについては応援市町村がそれぞれ賠償の責に任ずるものとする。

ただし、応援隊の重大な過失により第三者に損害を与えた場合は、応援市町村がその賠償の責に任ずるものとする。

(経費の支払方法)

第8条 応援を受けた場合の応援措置に要する経費は、応援市町村の請求に基づいて被災市町村が支払うものとする。

(経費の負担等の特例)

第9条 応援に要する経費の負担又はその支払方法について前条により難しいときは、関係市町村が協議して定めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は 協定市町村の担当課等が協議して定めるものとする。

(廃止)

第11条 福岡町、一戸町、浄法寺町、金田一村、九戸村、安代町、軽米町、三戸町及び田子町の間において昭和34年7月11日締結した相互応援協定書は、廃止する。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため正本8通を作成し、協定市町村長が記名捺印のうえ各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成9年5月1日から施行する。

二戸市長
一戸町長
浄法寺町長
軽米町長
九戸村長
安代町長
三戸町長
田子町長

別表

市町村名	担 当 課	電話番号	F A X番号	備 考
二 戸 市	庶務課 消防交通係	0195-23-3111	0195-25-5160	
一 戸 町	総務課 消防交通係	0195-33-2111	0195-33-3770	
浄法寺町	総務課 消防交通係	0195-38-2111	0195-38-2161	
軽 米 町	総務課 消防交通係	0195-46-2111	0195-46-2335	
九 戸 村	総務課 庶 務 係	0195-42-2111	0195-42-3120	
安 代 町	総務課 消防防災係	0195-72-2111	0195-72-3531	
三 戸 町	総務課 防 災 班	0179-20-1111	0179-20-1102	
田 子 町	総務課 防災管理班	0179-32-3111	0179-32-4294	

3－9－1 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村（以下単に「市町村」という。）間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）及び応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）の間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまかないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまかない場合は、応援市町村に当該費用の一時操替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

岩手県内59市町村長

3-9-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援 に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の規定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規程により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額

2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。

3 前2項により難いときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(費用負担の協議)

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

(訓練の実施)

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

3－9－3 災害時における軽米町内郵便局、軽米町間の相互協力に関する覚書

軽米町内の郵便局（以下「甲」という。）及び軽米町（以下「乙」という。）は、災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、軽米町内に発生した地震その他の災害時において、甲及び乙の相互協力が迅速かつ円滑に行われるために、必要な事項について定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発などにより生ずる被害をいう。

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は、軽米町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、災害対策の効果的な推進に向け相互に協力するものとする。

（1） 甲が実施する事項

ア 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱

イ 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置

（2） 甲及び乙が実施する事項

ア 被災町民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

イ 道路、橋梁等の被災状況に関する情報の相互提供

ウ 土地等崩壊災害危険箇所に関する情報の相互提供

2 甲及び乙は、軽米町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1） 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

（2） 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

（3） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、これに応じるよう努めるものとする。

（職員の派遣）

第5条 甲は、災害対応を円滑に遂行するため必要な職員等（以下「応援職員等」という。）を軽米町災害対策本部に派遣することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては軽米郵便局長、乙においては軽米町総務課長とする。

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年11月21日

甲 軽米町内郵便局代表
軽米郵便局長

印

乙 軽米町
軽米町長

印

3-13-1 (1) 指定緊急避難場所一覧

No.	対 地 象 区	施 設 名	建築面積 (単位㎡)	収容可能 面 積 (単位㎡)	収容可能 人 数	災 害 種 別				
						洪水	土砂	地震	大規模 火 災	内水溢
1	軽米地区	県立軽米高校第1体育館	982	880	440	●	●	●	●	●
2		第2体育館	701	630	310	●	●	●	●	●
3		柔剣道場	403	360	180	●	●	●	●	●
4		町立軽米中学校校舎	2,988	1,141	570	●	●	●	●	●
5		屋内運動場	1,096	980	490	●	●	●	●	●
6		柔剣道場	495	380	190	●	●	●	●	●
7		町立軽米小学校校舎	4,198	2,620	1,100	●	●	●	●	●
8		屋内運動場	1,219	855	451	●	●	●	●	●
9		軽米町民体育館	2,431	1,638	810	●	●	●	●	●
10		軽米農村勤労福祉センタ ー	739	298	150	●	●	—	●	●
11		旧軽米幼稚園	750	370	180	●	●	●	●	●
12		かるまい文化交流センタ ー	4,323	640	320	—	●	●	●	●
13		軽米町老人福祉センター	988	258	129	●	●	●	●	●
14		花のまち軽米こども園	932	838	419	●	●	●	●	●
15		上館農業構造改善センタ ー	225	117	58	●	—	▲	●	●
16		軽米町役場	2,200	260	130	●	●	●	●	●
17		軽米町農村環境改善 センター	1,153	530	265	●	●	●	●	●
18	増子内地区	増子内農村振興会館	289	160	80	●	—	●	●	●
19	高家地区	高家生活改善センター	163	100	50	●	●	●	●	●
20	円子地区	旧円子小学校屋内運動場	825	742	370	●	●	●	●	●
21		円子地区交流センター	297	105	50	●	●	●	●	●
22	小軽米地区	町立小軽米小学校校舎	2,199	950	475	●	●	●	●	●
23		屋内運動場	479	430	210	●	●	●	●	●
24		小軽米保育園	396	356	178	●	●	●	●	●
25		小軽米生活改善センター	326	151	75	●	—	—	●	●
26	米田地区	牛ヶ沢集落センター	124	110	55	●	●	●	●	●
27		米田農業構造改善センタ ー	283	158	79	—	●	●	●	●
28	笹渡地区	笹渡農業構造改善センタ ー	296	161	80	●	●	●	●	●
29		旧笹渡小中学校 校舎	2,905	915	457	●	●	●	●	●
30		体育館	854	768	230	●	●	●	●	●
31	小玉川地区	小玉川生活改善センター	284	147	73	—	●	●	●	●
32	長倉地区	長倉生活改善センター	138	86	43	●	●	●	●	●
33	晴山地区	晴山農業構造改善センタ ー	197	102	51	●	●	▲	●	●
34	観音林 地区	町立晴山小学校校舎	2,647	1,325	660	●	●	●	●	●
35		町立晴山小学校屋内運動 場	747	670	330	●	●	●	●	●
36		晴山公民館	342	149	74	●	●	▲	●	●

37		晴山保育園	945	351	175	●	●	●	●	●
38	山内地区	県北農業研究所	2,795	298	149	●	●	●	●	●
39		山内地区交流センター	511	264	130	●	●	●	●	●
40		旧山内小学校跡地	19,163	—	—	—	—	▲	—	—
41		ミレットパーク	499	120	60	●		●	●	●
42		大清水地区活性化センター	307	84	42	●	●	●	●	●

※災害種別の各欄中▲印は、敷地の利用のみが可能であることを示すもの。

3-13-1 (2) 指定避難所一覧

No.	対 象 区	施 設 名	建築面積 (単位： ㎡)	収容可能 面 積 (単位： ㎡)	収容可能 人 数	備 考
1	軽米地区	県立軽米高校第1体育館	982	880	260	
2		第2体育館	701	630	190	
3		柔剣道場	403	360	100	
4		町立軽米中学校屋内運動場	1,096	980	290	
5		柔剣道場	495	380	110	
6		町立軽米小学校屋内運動場	1,219	855	260	
7		軽米町民体育館	2,431	1,638	500	
8		軽米農村勤労福祉センター	739	298	90	
9		旧軽米幼稚園	750	370	180	
10		かるまい文化交流センター	4,323	640	320	
11		軽米町老人福祉センター	988	258	70	
12		花のまち軽米こども園	932	838	250	※乳幼児優先
13		上館農業構造改善センター	225	117	35	
14		軽米町農村環境改善センター	1,153	530	30	
15	増子内地区	増子内農村振興会館	289	160	40	
16	高家地区	高家生活改善センター	163	100	30	
17	円子地区	旧円子小学校屋内運動場	825	742	220	
18		円子地区交流センター	297	105	50	
19	小軽米地区	町立小軽米小学校屋内運動場	479	430	130	
20		小軽米保育園	396	356	107	※乳幼児優先
21		小軽米生活改善センター	326	151	45	
22	米田地区	牛ヶ沢集落センター	124	110	30	
23		米田農業構造改善センター	283	158	40	※洪水・内水面 氾濫時を除く
24	笹渡地区	笹渡農業構造改善センター	296	161	40	
25		旧笹渡小中学校校舎	2,905	915	277	
26		旧笹渡小中学校体育館	854	768	230	
27	小玉川地区	小玉川生活改善センター	284	147	40	
28	長倉地区	長倉生活改善センター	138	86	26	
29	晴山地区	晴山農業構造改善センター	197	102	30	
30	観音林地区	町立晴山小学校屋内運動場	747	670	200	
31		晴山公民館	342	149	45	
32		晴山保育園	945	122	37	※乳幼児優先
33	山内地区	県北農業研究所	2,795	298	90	
34		山内地区交流センター	511	264	130	
35		ミレットパーク	499	120	30	
36		大清水地区活性化センター	307	84	25	

3-13-2 災害時における社会福祉施設への要配慮者の受入れに関する協定書

軽米町（以下「甲」という）社会福祉法人（以下「乙」という）は、災害時に在宅で生活、あるいは、他の施設に入所している要配慮者の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、不時の災害発生時（地震・風水害・火災等）に要配慮者が避難を余議なくされた場合に、甲が乙の運営する施設に対し、協力を申請する際に必要な事項を定める。

（受入施設）

第2条 乙が災害時に要配慮者を受入れる施設は別紙のとおりとする。

（受入期間）

第3条 受入期間は、乙が甲の要請を受け、受入れを決定した時から、甲が指示するときまでとする。

（受入対象者）

第4条 受入れの対象となる者は、甲が指定した要配慮者及びその介護者（以下「要配慮者等」という）とする。

（受入責任者）

第5条 乙は、あらかじめ、受入責任者を定め、甲に通知するものとする。

（受入手続き）

第6条 受入れの際の手続きは、次のとおりとする。

1 甲は、災害が発生し、自宅等から避難する必要が生じた要配慮者等や、避難所に避難した要配慮者等が避難所での生活が困難と認められる場合、及び社会福祉施設が被災し入所者を引き続き入所させることが困難と認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、口頭又は書面により、次の事項を明らかにして受入要請を行うものとする。

- （1） 要配慮者等の人数
- （2） 要配慮者等の氏名、住所、心身の状況
- （3） 身元引受人の氏名、住所、連絡先
- （4） 受入期間

2 受入責任者は、受け入れ可能な要配慮者等を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により、連絡するとともに、受け入れの準備を行うものとする。

（受入可能人数の事前把握）

第7条 甲は、乙が受け入れ可能な要配慮者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

（他の市町村からの受入要請）

第8条 甲は、他の市町村から受入要請があった場合には、必要に応じて、乙に協力するものとする。

（費用）

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活物資及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

（疑義等の解決）

第10条 この協定に定めない事項、及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

(甲) 軽米町大字軽米第10地割85番地

軽米町

軽米町長 山 本 賢 一



(乙) 下記一覧のとおり

住 所	法 人 名	施 設 名	代表者名 (締結時)
軽米町大字上館第 1 地割78－1	社会福祉法人 軽米町社会福祉協議会	特別養護老人ホーム いちい荘	会長 菅原 皓文
軽米町大字軽米 6 －89－1	社会福祉法人 麗沢会	介護老人保健施設 花の里かるまい	施設長 生田 孝雄
軽米町大字山内第 12地割字太田向96 －2	社会福祉法人 桂泉会	住宅複合型施設 くつろぎの家	園長 小笠原 則子
軽米町大字山内12 地割89－7		障害者支援施設 太陽荘	園長 佐藤 京子

3-13-3 福祉避難所一覧

No.	施設名称	施設住所	電話番号	法人名
1	特別養護老人ホーム いちい荘	〒028-6302 軽米町大字軽米 9-53-3	46-3130	社会福祉法人 軽米町社会福祉協議会
2	介護老人保健施設 花の里かるまい	〒028-6302 軽米町大字軽米 6-89-1	46-4646	社会福祉法人 麗沢会
3	在宅複合型施設 くつろぎの家	〒028-6222 軽米町大字山内 12-96-2	47-2351	社会福祉法人 桂泉会
4	障害者支援施設 太陽荘	〒028-6222 軽米町大字山内 12-89-7	47-2316	

3-14-1 災害時における「医薬品等」の優先供給に関する協定書

軽米町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇薬局（以下「乙」という。）との間において、地震・風水害等により、町内に大規模な災害の発生（以下「災害」という。）が発生した場合に、町民生活の確保等、円滑な災害応急対策の遂行のため、医薬品等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により、軽米町内で大規模な災害が発生した場合に、軽米町地域防災計画に基づき、民間協力の一環として、〇〇〇〇薬局の積極的な協力を得るために必要な事項を定め、もって災害時における円滑な応急対策を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に医薬品等の調達する必要が生じたときは、乙に対して、調達が可能な医薬品等の供給を要請することができる。

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定により供給の要請を受けたときは、甲に対して優先的に医薬品等を供給するものとする。

2 甲の乙に対する要請手続は、様式第1号をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

3 甲と乙は、連絡態勢、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（医薬品等の集積場所）

第5条 医薬品等の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとする。ただし、乙が配達が困難なときは、甲又は甲の指定するものを行うものとする。

（医薬品等の価格、支払い）

第6条 第2条の医薬品等の対価及び乙が行った配達等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が商品の供給及び配達終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害直前における価格を基準とし甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、協定を締結した日から効力を発し。甲は乙から文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（疑義の解釈）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割85番地
軽米町
軽米町長

乙 協定締結団体名

様式 1

年 月 日

様

軽米町長

災害時における医薬品等供給の要請書

電話による連絡の日時	年 月 日 時 分		
要請する医薬品等の種 及び数量	品 目	数量	単位
搬入先	所在地 名称 電話 現地担当者名		
搬入希望日時	年 月 日 時 分		
連絡担当者	電話		
備 考			

指定店に配布するステッカー

災害時供給ステーションの店

3-15-1 災害時における「生活必需品等」の優先供給に関する協定書

軽米町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇商店（以下「乙」という。）との間において、地震・風水害等により、町内に大規模な災害の発生（以下「災害」という。）が発生した場合に、町民生活の確保等、円滑な災害応急対策の遂行のため、生活必需品等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により、軽米町内で大規模な災害が発生した場合に、軽米町地域防災計画に基づき、民間協力の一環として、〇〇〇〇商店の積極的な協力を得るために必要な事項を定め、もって災害時における円滑な応急対策を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に生活必需品等の調達する必要があるときは、乙に対して、調達可能な生活必需品等の供給を要請することができる。

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定により供給の要請を受けたときは、甲に対して優先的に生活必需品等を供給するものとする。

2 甲の乙に対する要請手続は、様式第1号をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

3 甲と乙は、連絡態勢、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（生活必需品等の集積場所）

第5条 生活必需品等の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとする。ただし、乙が運搬を困難なときは、甲又は甲の指定するものを行うものとする。

（生活必需品等の価格、支払い）

第6条 第2条の生活必需品等の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が取扱商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害直前における価格を基準とし甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、協定を締結した日から効力を発し。甲は乙から文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（疑義の解釈）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割85番地
軽米町

軽米町長

乙 協定締結団体名

年 月 日

様

軽米町長

災害時における生活必需品供給の要請書

電話による連絡の日時	年 月 日 時 分		
要請する生活必需品の 類及び数量	品 目	数量	単位
搬入先	所在地		
	名称 電話		
	現地担当者名		
搬入希望日時	年 月 日 時 分		
連絡担当者	電話		
備 考			

指定店に配布するステッカー

災害時供給ステーションの店

3-16-1 災害救助用米穀等に関する協定書

岩手県知事（以下「甲」）と軽米町長（以下「乙」という。）とは、災害救助法及び国民保護法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀等の緊急引渡しについて乙が甲の指示を受けられない場合における取扱いについて、次のとおり協定する。

なお甲は本協定と同時に乙を非常災害時における災害救助用米穀等取扱者に指定する。

第1条 甲は、乙が災害救助用米穀等の引き渡しを行うことができるようにするための協定を、農政事務所長と締結するとともに、乙は変わってその代金を支払うものとする。

2 乙は、災害救助用米穀等の引き渡しを受ける必要があるときには、農政事務所地域課長または政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して直接引き渡しを要請することができるものとする。

第2条 甲は、乙に災害救助用米穀等の価格をあらかじめ通知しておくものとする。

第3条 甲と乙は、災害救助用米穀等の引取代金について別紙書式の内容により、災害救助用米穀等代金納付契約を締結するものとする。

2 前項に定める契約に係る契約書は、乙に対する実引渡数量ごとに作成するものとする。

第4条 乙は、災害救助用米穀等の引渡しを受けたときは、甲に対し速やかに引渡全数量を報告するとともに、その代金を甲の定める期限までに納付するものとする。

第5条 代金納付期限後の延滞金の額は、14.6%の割合で計算した額とする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

岩手県知事

印

軽米町長

印

3-16-2 災害救助用米穀等代金納付契約書

- 1 種 類
2 数 量
3 代 金 ￥

内 訳

種 別	産 年	産地銘柄	包 装	量 目	等 級	数 量	単 価	金 額

- 4 現金取引場所
5 代金納付期限 年 月 日
6 引取目的 ○○災害の罹災者等に対する給食、供給のため岩手県知事（以下「甲」という。）と軽米町長（以下「乙」という。）とは上記政府所有応急食糧の緊急取引代金納付 について、次の条項により契約を締結する。
- 第1条 乙は応急食糧の取引代金を甲の発行する納額告知書によって、納付期限までに岩手県金庫に納付しなければならない。
- 第2条 乙が納付期限までにその取引代金を納付しなかったときは、当該未納額について、納付期限の翌日から納付する日までの日数に応じ日歩4戦の割合による額の延滞金を甲に納付しなければならない。
- 第3条 この契約に定める納付期限については、その期限が日曜日その他の休日に該当する場合は、その翌日をもって当該期限とする。
- 第4条 乙は、甲の指示又は承認がなければ応急食糧を転売又は買受目的に反した処分をすることができない。
- 第5条 乙は、応急食糧の引渡後、又は引取中において天災地変、火災、盗難その他やむを得ない事由により乙が損害を蒙ることがあっても甲は関係しない。
- 第6条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるほか必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙、各々その1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 岩手県知事

乙 軽米町長

3-16-3 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における 災害救助用米穀等の緊急引渡要領

平成18年6月15日 18総食第294号 制 定
平成19年3月30日 18総食第1369号 一部改正

第1 趣旨

この要領は、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）における食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀及び災害対策用乾パン（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 事前の協定等

1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、知事並びに災害救助法第30条及び国民保護法第76条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）からの緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する知事との間で第3に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締結しておくものとする。

- (1) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。
- (2) 知事は、市町村長等が(1)により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。
なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。
- (3) 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として30日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3ヶ月以内とする。

これらの期間については、地方農政事務所等が知事と協議の上、決定するものとする。

- (ア) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと
- (イ) 自衛隊の派遣が行われていること
- (ウ) 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

- (4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。ただし、知事又は知事若しくは市町村長等が指定する者（知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しの要請があった場

合は、当該事故品を引渡しして差し支えないものとする。

2 1の協定が成立した場合には、地方農政事務所長等は管下の地域課長等及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長等に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておくものとする。

第3 知事又は市町村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続は次のとおりとする。

(1) 地方農政事務所長等は、知事から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定した場合は、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。この場合における売買契約の締結は、災害救助法又は国民保護法の発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について（平成16年4月1日付け15総食第2911号総合食料局長通知）に基づき、地方農政事務所等の分任契約担当官が行うものとする。

(2) 知事に対する地方農政事務所長等の災害救助用米穀等引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領（平成19年3月30日付け18総食第1366号総合食料局長通知。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、地方農政事務所等の分任物品管理官（以下「分任物品管理官」という。）が発行する荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）は概数によって発行することができるものとする。

ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。

イ 災害区域別に災害救助用米穀等の必要量の変動が予想されるとき。

2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合の手続は次のとおりとする。

(1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課（以下「地域課等」という。）との間に連絡がつく場合

ア 分任物品管理官は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。）と認めた場合は、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引き渡すものとする。

イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引き渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当する場合は、概数による指示を行うことができるものとする。なお、倉庫の責任者及び地域課長等は、分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

ウ 倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行う場合は、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等を明らかにした受領証を必ず徴するものとする。

エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ、地方農政事務所等の職員を立ち会わせるものとする。

(2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課等との間に連絡がつかない場合

ア 市町村長等から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等（地域課長等に連絡のとれない場合は、当該地域課等の保管業務担当者である地方農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。）に対して、文書により要請を行うものとする。

(イ) 保管業務担当職員は、市町村長等から(ア)により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上、適当と認めた場合は、その旨を市町村長等に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀等の引渡しの指示を(1)のイに準じて行うものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、(イ)による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

(エ) 保管業務担当職員は、(ウ)により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課等の職員に立ち会わせるものとする。

イ 市町村長等から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引き取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡がとれない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。

(イ) 倉庫の責任者は、(ア)による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際して、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事項及び引渡時の立会者名等を記録しておくものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、保管業務担当職員に対して連絡が付き次第、速やかに(イ)による災害救助用米穀等の引渡しの事実及び状況等を報告するものとする。

ウ 市町村長等が、緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

エ 分任物品管理官に対する地域課長等の報告

地域課長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

オ 知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

第4 売買契約書の整備

1 分任契約担当官は、第3の1の(2)のただし書により概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しが行われた場合は、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。

2 分任契約担当官は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの地域課長等からの報告等を照合するものとする。

第5 荷渡指図書の発行等事務整理

1 分任物品管理官は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付けで荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。

2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。

(1) 分任物品管理官は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印(知事)を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。(2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。

(3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

3-16-4 災害時における「食料等」の優先供給 に関する協定書

軽米町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇商店（以下「乙」という。）との間において、地震・風水害等により、町内に大規模な災害の発生（以下「災害」という。）が発生した場合に、町民生活の確保等、円滑な災害応急対策の遂行のため、食料等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により、軽米町内で大規模な災害が発生した場合に、軽米町地域防災計画に基づき、民間協力の一環として、〇〇〇〇商店の積極的な協力を得るために必要な事項を定め、もって災害時における円滑な応急対策を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に食料等の調達する必要があるときは、乙に対して、調達が可能な食料等の供給を要請することができる。

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定により供給の要請を受けたときは、甲に対して優先的に食料等を供給するものとする。

2 甲の乙に対する要請手続は、様式第1号をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

3 甲と乙は、連絡態勢、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（食料等の集積場所）

第5条 食料等の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとする。ただし、乙が運搬が困難なときは、甲又は甲の指定するものを行うものとする。

（食料等の価格、支払い）

第6条 第2条の食料等の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が取扱商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害直前における価格を基準とし甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、協定を締結した日から効力を発し。甲は乙から文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（疑義の解釈）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割85番地
軽米町
軽米町長

乙 協定締結団体名

年 月 日

様

軽米町長

災害時における食料供給の要請書

電話による連絡の日時	年 月 日 時 分		
要請する食料の種類及 数量	品 目	数量	単位
搬入先	所在地 名称 電話 現地担当者名		
搬入希望日時	年 月 日 時 分		
連絡担当者	電話		
備 考			

指定店に配布するステッカー

災害時供給ステーションの店

3-20-1 臨時ごみ集積所一覧

地区名	施設名	使用範囲
軽米地区	旧県北農業試験場跡地	敷地内に限る
小軽米地区	雪谷川ダムフォレストパーク・軽米駐車場	駐車場敷地内に限る
晴山地区	旧野場小学校跡地	敷地内に限る

3-20-2 災害時における「障害物除去等」に関する協定書

軽米町（以下「甲」という。）と軽米町建友会（以下「乙」という。）との間において、地震、風水害等により、町内に大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が管理する道路及び公共施設等が損壊箇所の応急措置及び障害物の除去等（以下「業務」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により軽米町内で大規模な災害が発生した場合に、軽米町地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して、業務に関する協力を依頼するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、軽米町内に災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができないと認められるときは、乙に対して、業務の協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し業務の協力を依頼する場合は、災害時応急対策業務依頼書（第1号様式）により乙に対し業務内容、日時及び場所その他必要な事項を明らかにして、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時応急対策業務協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの業務の協力依頼に対し、可能な限り、建設資機材等の提供について甲に協力するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、甲の協力依頼により災害場所に出場したときは、甲の担当者の指示に従い業務に従事するものとする。ただし、その指示を受けられないときは乙が自ら協力依頼事項に基づいて業務を実施するものとする。

2 乙は、業務が終了したときは、速やかにその活動状況について災害時応急対策業務協力状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

3 業務の円滑な実施を図るため、乙はあらかじめ甲の協力依頼により災害時に対応できる建設資機材等の状況及び乙の会員間の連絡態勢について、毎年報告するものとする。

4 甲が乙に対して協力依頼を行う災害時応急対策業務の内容は、次の定めるとおりとする。

（1） 災害時において、崩土及び倒木等、道路における交通障害物の除去作業

（2） 災害時において、道路交通の安全を確保するため、危険箇所等へのバリケードの設置及び交通規制の措置を周知する案内標識等の設置に係る作業

（3） 災害時において、住居家屋等の崩壊、倒壊及び破損等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業

（4） その他、甲が必要と認める緊急的応急作業

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙から提供を受けた建設資機材等に要した費用を負担するものとする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、前条の規定により、建設資機材等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前条の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、代金を支払うものとする。

（災害補償）

第6条 甲は、第3条第1項に規定する業務に従事した者が、その災害時応急対策業務において、負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（協定の有効期限）

第7条 この協定の有効期限は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第8条 この協議の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割85番地
軽米町長

乙 岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割85番地
軽米町建友会 会長 ○ ○ ○ ○

3-30-1 岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航は、原則として次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

2 緊急運航の活動内容

防災ヘリの緊急運航の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察及び情報収集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範にわたる偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資及び人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で緊急に救援物資及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報及び警報等の災害広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報並びに避難指示等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 消火活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では消火が困難であり、防災ヘリによる消火の必要があると認められる場合

イ 偵察及び情報収集

大規模火災若しくは爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがある場合と認められ、偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員及び資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員及び資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる消火活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層建築物等の火災における救助

中高層建築物等の火災において、地上からの救出が困難であり、屋上からの救出が必要と認められる場合

イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索及び救助

山岳遭難及び水難事故等において、現地の消防力等だけで対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助

高速自動車道等の道路上の事故において、車両等による傷病者等の収容及び搬送が困難と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる救助活動が有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急自動車搬送するよりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であると認められる場合

イ 傷病者の転院搬送

医療機関に収容中の傷病者が、他の医療機関の処置が必要となり、緊急に転院搬送を要する場合で、医師がその必要性を認め、救急自動車で搬送するよりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であり、医師が搭乗できる場合

ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送

交通遠隔地において緊急医療を行うため、防災ヘリにより医師及び資機材等を搬送する必要があると認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる救急活動が有効と認められる場合

3-30-2 岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができると思われる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること

(2) 緊急性 差し迫った必要性があること。

(3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

(3) 災害発生現場の気象状況

(4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法

(5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6) 応援に要する質機材の品目及び数量

(7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町村等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生の市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書（昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に規定する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議

して定めるものとする

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

岩手県知事

岩手県内59市町村長

盛岡地区広域行政事務組合管理者 盛岡市長

胆沢地区消防組合管理者 水沢市長

両磐地区消防組合管理者 一関市長

久慈地区広域行政事務組合管理者 久慈市長

大船渡地区消防組合管理者 大船渡市長

遠野地区消防事務組合管理者 遠野市長

宮古地区広域行政事務組合管理者 宮古市長

花巻地区消防事務組合管理者 花巻市長

北上地区消防組合管理者 北上市長

二戸地区広域行政事務組合管理者 二戸市長

3-30-3 岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第14条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び岩手県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3 緊急運航は、別紙に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が総合防災室防災航空担当課長（以下「運航管理責任者」という。）に行うものとする。

2 前項の要請は、岩手県防災航空センターに対して電話等により次の事項を明らかにした後、遅滞なく若手県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援態勢
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(緊急運航の決定)

第5 運航管理責任者は、第4の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊隊長（以下「隊長」という。）に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答しなければならない。

2 隊長は、第4に規定する緊急運航の要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

3 運航管理責任者は、第1項の結果を速やかに総合防災室防災消防課長（以下「総括管理者」という。）に報告するとともに、状況に応じ岩手県警察航空隊等に通報するものとする。

(受入態勢)

第6 緊急運航を要請した市町村等の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ次の受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第7 隊長は、緊急運航を終了した場合は、速やかに活動の内容を災害等即報（様式第2号）により運航管理責任者に報告するものとする。

2 運航管理責任者は、緊急運航を終了した場合は、速やかに災害状況を総括管理者に報告するものとする。

3 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第3号）により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

(附則)

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

4-1-1 災害弔慰金の支給等に関する条例

制定 昭和54年6月29日 条例第20号 改正 昭和56年9月28日 条例第21号
改正 昭和57年12月10日 条例第26号 改正 平成7年3月22日 条例第9号
改正 平成23年9月16日 条例第11号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号、以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円としその他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定による。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合は支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) その他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合
150万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ウ 住居が半壊した場合 270万円
- エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- イ 住居が半壊した場合 170万円
- ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
- エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還(又は半年賦償還)とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年9月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年12月10日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成7年3月22日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月16日条例第11号)

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について

適用する。

4－1－2 災害弔慰金の支給等に関する規則

制定 昭和54年6月29日 規則第7号 改正 昭和57年12月10日 規則第1号
改正 平成25年3月18日 規則第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和54年軽米町条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署で発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名、生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受け場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書（様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第7号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事

項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

- 3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（様式第10号）を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、違約金の支払免除を認める旨の決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第13号）を、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1） 借受人の死亡を証する書類

（2） 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施工期日）

- 1 この規則は、昭和54年6月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以降に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害傷害見舞金の支給について適用する。

（東日本大震災に伴う災害援護資金の貸付けの特例）

- 3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対

する災害援護資金の貸付けに係る第6条第3項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「平成30年3月31日」とする。

4 前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第9条の適用については、「連帯保証人の連署した災害援護資金借用書」とあるのは「借用書」と、「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び連帯保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書」とする。

5 平成23年特別令第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第2項(2)の適用については、同(2)中「被害を受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成21年（平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。以下この号において同じ。）と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

附 則（昭和57年12月10日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成25年3月18日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

4-2-1 災害復興住宅等に対する融資一覧

(平成26年12月1日現在)

種 目	(1) 災 害 復 興	(2) 地 す べ り 関 連	(3) 宅 地 防 災
概 要	自然災害により被害が生じた住宅の建設、購入又は補修に要する資金の貸付 (独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第5項)	地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋の移転等に要する資金の貸付け (同左法第13条第6項)	宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事に要する資金の貸付け (同左法第13条第6項)
融資の 対象	1 住宅の建設 2 住宅の購入 3 住宅の補修	地すべり等防止法第24条第3項により承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項による勧告に基づく 1 住宅の移転又は建設 2 住宅の購入	宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律又は建築基準法による勧告又は改善命令に基づく 1 のり面の保護 2 排水施設の設置 3 整地 4 擁壁の設置(旧擁壁の除去を含む)
融資要件	1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体からり災証明書を交付されていること ・建設・購入の場合は、「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨のり災証明書を交付されていること ・補修の場合は、住宅に10万円以上の被害が生じ、り災証明書を交付されていること 2 自分が居住するために建設、購入又は補修する方であること 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4 個人(日本国籍の方、永住許可などを受	1 関連事業計画又は勧告に基づいて住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から証明書類の発行を受けた方であること 2 関連事業計画の公表の日又は勧告の日から2年以内に申込むこと 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4 自分が居住するため又は他人に貸すために移転又は建設等する方であること 5 個人の方(日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方)又は法人であること	1 宅地について勧告又は改善命令を受けた方であること 2 勧告を受けた日から2年以内又は改善命令を受けた日から1年以内に申込むこと 3 住宅金融支援機構の資金以外に必要な資金を用意できること 4 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 5 申込日現在、原則として79歳未満であること 6 個人の方(日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方)であること

	けている外国人の方) 又は法人であること		
一戸当りの床面積及び構造階数等の要件	1 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること 2 木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること (建設・購入の場合のみ) 3 敷地の権利が転貸借でないこと 4 住宅部分の床面積が、建設の場合は13㎡以上175㎡以下であること、購入の場合は50㎡ (マンションの場合30㎡) 以上175㎡以下であること (被災前の住宅部分が175㎡超の場合は、その床面積が上限)	1 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること 2 住宅部分の床面積が、建設の場合は原則として13㎡以上、購入の場合は50㎡以上 (共同建ての場合は40㎡以上) であること 3 木造の場合は一戸建て又は連続建てであること (建設・新築購入の場合のみ) 4 敷地の権利が転貸借でないこと 5 建築基準法その他関係法令に適合していること	
貸付金の限度	所要額又は融資限度額のいずれか低い額	所要額又は融資限度額のいずれか低い額	1, 060万円又は工事費の9割のいずれか低い額
利率	個人向け1. 10%、事業者向け0. 90% (平成26年12月現在)	個人向け1. 52%、事業者向け1. 25% (平成26年12月現在)	個人向け1. 39%、事業者向け1. 12% (平成26年12月現在)
期間	20年、25年又は35年以内	25年又は35年以内	15年以内

4-2-2 災害復興住宅資金

(平成27年1月21日現在)

貸付対象	根拠法令	融資限度額	貸付条件
火災，地震，暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し，住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。 1 建設資金 (1) 建設資金 住宅が全壊，大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合 (3) 土地取得資金 宅地が流出したなどで新たに宅地を取得する場合	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）	1 建設資金 1,500万円 2 整地資金 400万円 3 土地取得資金 970万円	1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 耐火構造，準耐火構造，木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済
2 購入資金 (1) 購入資金 住宅が全壊，大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合		1 新築購入資金 2,470万円 2 中古住宅購入資金 (1) リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 2,470万円 (2) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 2,170万円 ※ 購入資金のうち、土地取得資金は970万円が限度	1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 (1) 新築購入 耐火構造，準耐火構造，木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内 (2) 中古住宅購入 リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 35年以内 リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25年以内 3 利子

			固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済
3 補修等資金 (1) 補修資金 住宅に10万円以上の被害が生じり災証明書の発行を受けた場合 (2) 引方移転資金 補修する家屋を引方移転する場合 (3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地する場合		1 補修資金 660万円 2 引方移転資金 400万円 3 整地資金 400万円 ※ 2と3をあわせて利用する場合は、合計で400万円が限度	1 据置期間 1年以内（返済期間は延長しない。） 2 返済期間 20年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済

4－2－3 災害援護資金

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内 平成14年8月1日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分の1以上の損害 150万円 5 重複被害 (1)＝1＋2 350万円 (2)＝1＋3 270万円 (3)＝1＋4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350万円	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） 3 貸付 利率年3％（据置期間中は無利子） 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 延滞利率 年10.75％

4－2－4 生活福祉資金

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付限度額の目安	貸付条件
低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯のうち、他からの融資を受けることのできない世帯	生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社 援 0728 第 9 号）	福祉資金福祉費（災害援護資金）	1 世帯 150 万円以内	1 据置期間 6 か月以内 2 償還期間 据置期間経過後 7 年以内 3 連帯保証人 原則必要（ただし連帯保証人を立てられない場合でも利用可能。） 4 利子 連帯保証人有り：無利子 連帯保証人無し：年 1.5% 5 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還（ただし繰上償還可能。） 6 申込方法 借入申込書に官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等を添付し民生委員を通じ、市町村社会福祉協議会を經由して都道府県社会福祉協議会へ申し込む。
		福祉資金福祉費（住宅改修費）	1 世帯 250 万円以内	